

164  
10

淚痕子著

天理退治  
照魔鏡

仁龍館藏

特  
5

014463-000-1

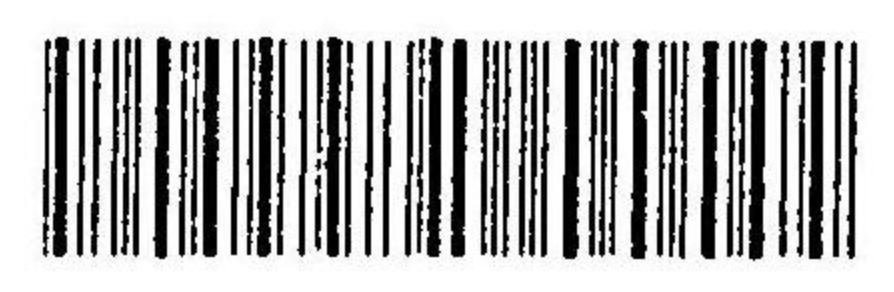
特18-514

天理退治照魔鏡

松山 俊廓(淚痕子) / 著

M26

ABB-0841



照魔鏡題言

邪教の世道人心お害ある 識者の恒に慨く所にして

之が撲滅の策を講むるは 誠に處世の義務なり 近頃

頃テンツルテンノミユトと三味線をひた チヤンチ

を打り 拍子木カツ 其日の口糊に苦しむ 鼓腹

撃環の御世と うち忘れ 迷ひに迷ひと重ねつ、 破

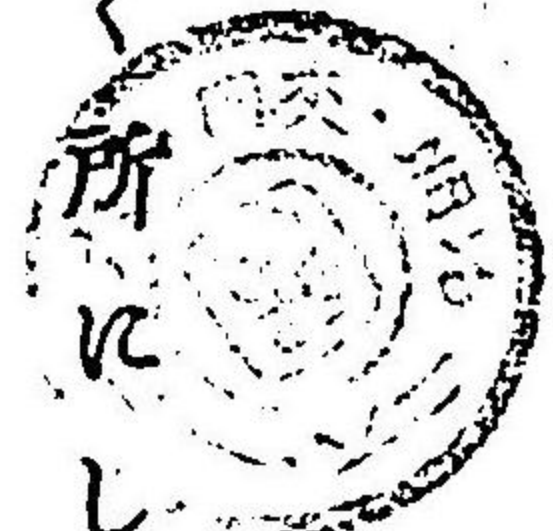
産背倫不養生 あるのみならず 國體をも傷けんとす

天理在とか云へる邪教に陥り サモ真面目に躍

る 居る愚人輩あり 否良民と驅て此邪路に誘惑せん

る 居る愚

る 居る愚



特 5

とする者あり 憂世の士誰か慷慨憐情を發せざらん  
や 此頃吾友淚痕子 天理教退治照魔鏡なる一書を  
著し 彼れが蒙愚を開導し 昏夢と覺破せしめんと  
す 此書能く妄徒の肺肝と照し 邪教の根底と探り  
諄々論して倦まむ よく近く譬を取りしは 大聲俚  
耳に入り難しとの古言を守りし者歟 之をこれ仁の  
方處世の義務と謂ふべし 庶くは彼れ妄徒よ 此泰  
鏡に照して 迷垢を拭ひ良心を發揮せよ 嗚ゝ汝自  
身の幸福のみならず 國家の幸ひ甚し 爰ゝ一言を  
卷端に題す

明治廿六年十月

憫然堂主人志るす

### 天理退治照魔鏡

緒言

雞を割に何ぞ牛刀を用ひんやとは、大小輕重の比較に於て、其權衡を失するを嘲るの語なり。然れども、割べきの雞ありて、割べき恰當の刀なきときは、傍へに牛刀のあるを假用して不可なからん、急を救ふの止を得ざればなり、今天理教の邪妄卑賤なる者を碎くに、陣を張り旗を樹て、之を攻るは、其所應にわらず、實に大人の業にわらざるを知る、所謂雞を割に牛刀の類なればなり、サレバ該教の如きは、狂人の振舞小兒の戯れとして、捨つて可なる乎、如何せん朴實の良民を驅りて、千尋の深淵に投せんとす、豈之を對岸の大災として傍觀し、救わずして可ならん哉、之れ又止を得ざるなり、故に今之を度外に置ずして難免るは、所謂牛刀を用るの嘲りを知りつ、聊か其妄を辨じて深淵より救ひあげんと欲するなり、

世間の識者は該教の妄を辨ずるは、大人氣なしと思はる、にや、措て問はれざるの觀あり、

只眞理の裁判てふ書と、近比天輪王辨妄といへる書出たり、今こゝに彼れが教理として、事實として辨せる所は、余が實際に目撃せしものと、其他は此二書とによれり、余も該教の社會を毒すること、些少ならざるを知るものから、之れが辨駁をなさんと思ひしこともありしが、或益友と茶話の語次其事に及びしに、益友のいへるには子は彼れ天理教の如き者が眼に遮るる乎、先該教の起源の淺深如何を見よ、文盲無智の一妖婦の狂氣せし者が、後先も揃はぬ片言交りの鄙言をとりて、其を經典となし依據として組立たる者を、眼中に認むるとは、いかにも少量にあらざや、打捨置べし止ねくと笑罵し去れり、余此益友は常に畏友として兄事し居れば、一も二もなくサナリくとして打捨置しに、此頃に至り教會堂の新築とやら改式の噪ぎとやら、中々下火には向かはざるの觀あり、余が服膺する所の、益友の誠めを忘る、にはあらざんめれど、云わざれば又腹ふくる、纏ろ之を吐て喉どの塊りを、露出するの勝れりと思ふまゝ、人の笑を好むで買ふといふにもわらねど、又大方の識者に呈するの積りもなければ、夏の日長の徒然に、該教の國家に仇なす、尤けき者を指摘して、假に十科に分ちしも嗚呼なンめれども、只便利の爲に分ちし迄なれ、

別に他意ある業にはわらず、若も此書を見る人あらば、宜しく察したまひねかし、近比世の學者間に同化主義といふこと顯はれたり、コハ彼耶穌教の如きを、日本の流義になれと云ふことなり、此事は本より別問題にして、今の關係にもわらざれば、彼れ是批評すべきに非ざれども、宗教の本質は斯る柔弱なる者にして、時好に投じて、主義や精神を變更する者に、わらずと余は確信せり、されどもソハ且らく世間輿論の判談に任すべし、今天理教の如きは、時々主義精神を變更し、唯時流の風潮に乗せんと努むる者なり、所謂同化主義とでもいふ者歟、余が此書の本意は、千百人の中たとへ一人にても此辨によりて該教の邪妄なるを悟り、或は信不の半途に踰越する人は、直ちに正邪を識別して、迷はざるに至らば、余が願ひ足れり、又期する所なり、猶余は本より文辭に爛はざれば、文も文にわらず、語も語にわらず、重復も倒置も定めて、不通の處多からんなれども、習ひなきものと見ゆるして、宜しく推讀したまへ、

彼れ天理教徒は稍もすれば、我天理教は政府の許可する所、管長の認可したる教會なりと誇りて、之れも愚民を惑はすの、一要件となすものなるか、該教が今日迄屢々主義名稱

を換へ、就中所奉の神体神號までも、差し更へたることは、彼徒の口にしたる處實際の事實なり、かく何故に幾度か變換したる乎、之れ即ち政府の許可管長の認可を得ん爲に、これを得る限り幾回となく變換したる者なり、依て知る其許認を得るの願書には、〇〇の唱へし主義と矛盾すること定めて多からん、されば其許認を得んが爲には國家の安寧秩序に差支へざるよふ願ひ出してに相違なし、政府は法律の許す限りに於ては、たとへ其裏面には禍害の伏するあるも、形跡に現はれざる以上は、之を許可せざるを得ず、管長も亦然り彼徒が相當の手續を踐み、神道制規に牴觸せざる限りは、たとへ其實際は國体を傷つけ、衛生を害するものあるも、手續の上に傷害を認めざる以上は、之を教職に補せざるを得ざるなり、何ぞ之を以て誇るの價値あらんや、然るに彼徒は狡猾詐欺を常として、甘く政府や管長の表面を作り、其裏面即ち内實は、依然として舊を改めず、國家に害毒を流しつ、あり、彼徒はいつにても口に云ふ所と其行ひとは、氷炭の音ならざるが常態なれば、此等のことは別に珍しとするに足らず、されば彼徒は愚民を誑惑するに止まらず、政府をも蔑如し管長をも欺むき居ること昭々たり、

若し之れを然らずといはば、如何なる教會にても、國家の法律に牴觸せざる限りに組織し、神道佛敎を問はせ願ひ出る者あれば、政府は必らず許可すべし、管長は己が權内の範圍に許す限りは認可すべし、何ぞ天理敎のみに限らん、然るに彼徒は政府は許可せり、管長は認可せりとて之を誇るは、人力車夫にして我は車夫の營業を、政府は許可せられたり、郡役所は鑑札を下賜せられたりと誇るが如し、何の珍しきことあらん、渾て彼徒が所爲は何事も偽りを飾るが、主義なり教理なれば、我が同胞決して欺むかれたまひを、

明治廿六年七月下浣

著者とす

目次

天理之賊	第一
神道之賊	第二
皇典之賊	第三
佛教之賊	第四
國體之賊	第五
倫理之賊	第六
教育之賊	第七
衛生之賊	第八
經濟之賊	第九
風俗之賊	第十
以上	

天理退治照魔鏡

無諍 涙痕子 著

天理之賊 第一

迷信は黴菌の如し、處として生ぜざるはなく、弊害は悪疾の如し、行として蔓延せざるはなし、之を芟除し之を絶滅せんと欲するも、其根を斷ち其幹を枯らして、遺棄なからしむるは中々難きものなり、近來天理教といふ邪教都鄙に蔓延し、月に日に良民を魔魅すること、虎烈刺病の傳染よりも劇しく、黴菌の生殖よりも速かなり、慷慨の志士之れが撲滅に力らを盡して、或は著書に、或は演説に、或は新聞に雑誌に、其迷妄を破碎し、害毒を防禦せらるるも、彼れ天理教の盲徒は、抜つ隠れつ百鬼列をなして各處に出没し、千妖闇に乗じて其邪薬を接種し、點詐妖術巧みに良民の、生血を吸収して猶飽ざらんとす、而して其説處爲す所を見るに、無學文盲の輩ら恣ま、に、非理怪訝の邪辨を弄して愚民を誘ひ、狼りに野鄙拙劣なる踊りをなして、病産の二者を惑はすこと、恰も喪家の犬の如く、義理をも耻を打捨て、鏡どく人の顔色を覗ひ、毫も其際に乗ずべきあれば、直ちに附込て其室に

上り、未だ堂奥にいらざるに、早や既に醫藥を抛棄せしめて、徒手空拳たゞ十柱神の神惠と、妖婦ミキの冥助によりて、快癒快産を得るとなす、其愚其愚論するに足せど雖ども、如何せん其誘なばる、者も、亦彼無學無識にして、白痴に類するの徒なるを以て、醫藥の價ひを要せざると、神經の妄動により、ツイニ此怪説を信するに至る、慨歎の至りに堪ざるなり、其証其妄齒牙に掛るの價値、あるものにはあらざんめれど、彼れ盲徒等が愚愚を欺瞞して魔窟に墮入、貴重生命を天中せしめて、家産を蕩盡せしむる如きは、實に國家の大罪人なり、豈袖手傍觀良民の、塗炭に陥るを見に忍びんや、今其妄を碎くに先其名稱より初めん、先其名稱を、天理教會といふ

汝等天理教の盲徒は、天理教會と公稱し居が、抑々天理とは如何なることなりやを知乎、斯いは、汝等盲徒は必らき答て云ん、天理とは十柱の神なりと、天理豈夫然るものならんや、汝等知ら盲徒に對して、天理の講釋せんも大人氣なしとは思へども、識者の笑を甘じ、一言を施さん、汝等盲徒は先天理教と命題す、其天理とは普通の解釋によれば、天とは天然の義にして、萬物自然に生成するをいひ、理とは條理にして、乃ち天の文なり、森羅

萬象天の文理にして、自然に化育するを天理とはいふなり、即ち春去て夏來り、秋謝して冬と代る、梅開て黃鳥谷を出で、櫻綻びて燕子梁りに巢ふ、鳥は飛獸は走る、火は熱く水は冷かに、天は高く地は卑し、東は東西は西、花紅柳綠都て天理ならざるものなし、爾るを今十柱神を指て、之を天理王命と稱へ、其教會を天理教會といふ時は、(勿論十柱神とかいふ中には、其理を指し其徳を尊稱して、神と稱する事もあれども、ソハ汝等盲徒が知ことには、)火の熱く水の冷なるを以て、皆神とし靈として之を尊崇畏敬し、之を名けて教會なりといふと何ぞ異ならん、斯云は、汝等盲徒は猿賢こく、此天理を支配したまふの神なる故に、天理の王と云ことなりといはん、然らば其支配せらる、四時の循環、花紅柳綠等を以て臣下なりといふ乎、サル無法なる道理あらんや、最も太古野蠻未開の民にありては、木を祀り石に祈り、火に仕へ水に齋さ、鳥に敬し獸に拜する者あるも、我日本の神明豈それの如き者ならんや、神には變化不測の妙用あり、威靈赫々犯すべからざるの徳を備へたまひて、我國開闢の元神、皇室の祖宗、蒼生の大御祖なり、汝等盲徒が云如き天理王命など、妄稱する怪物ならんや、汝等盲徒は濫りに、其名を神道に假て其實は神威

を汚し、天理の名稱を亂用して、己れが強欲非道を、恣ま、にせんとするものなるや明か  
なり、故に彼れ等が説く所は、一も正當の道理なく、決して神道にわらず、實に神道の罪  
人なり、天理の盜賊なり、

斯く天理の何物たるやも知らせして、天理教會とか天理王命とか、生意氣にも程こそあれ、  
妄誕不稽一も言ふに足るものなく、一も論ずるに足るものなし、今一々汝等盲徒が説所と、  
事實とに徴して其秘密を評ばき、妖婦ミキが妖術を寸斷し、汝等盲徒が邪謀を盡粉せんと  
欲すれども、其器楯の適當なるものを得ざるに苦しむ、鉛刀を用ひんか、之れ劍厲なり分  
に過たり、鉄槌を須ひんか重きに過ぐ、彼等を碎くに何ぞ之れを待ん、よりに今新たにこ  
の照魔鏡を製し、一の竹刀を造りて、汝等百鬼千妖を闇處より驅り出し、悉く此明鏡に照  
し寫して、魔術を用ゆるの妖を閉んとす、汝等盲徒よ太陽は高く朝暉を東天に放ち、秦鏡  
は明かに汝等が妖膽を照破す、如何に魔術を逞しくして奔竄せんとするも、最早寸隙たも  
假さず、汝等夫れ速かに妖尾を顯はし、天理の賊たることを白狀せよ、  
此天理教の名稱に付ては、彼徒しばく變稱せしなれば、こゝにて辯すべき筈なれども、

天理王命といふところ便宜ならんと思へば、都合の場所を見はからひて述べ、此段一  
寸御ことわり申あげ置候口上左様、

### 神道之賊 第二

天理教會は神道の直轄なりとて、大に威張る由なれば、其教理其組織神道なるかといへば、  
其言ふ所も爲す所も、一も神道の匂ひもなく、霄壤も憚へにあらざる、似ても似つかぬ腹  
物なり、否神道の奸賊なり彼れ十柱神とかいふ者を妄立して、之を天理王命と總稱し、此  
外には一神をも立す、立ざれば其他は渾て、之を敬せず拜せずといふが、天理教會の教理  
なり組織なり、彼等盲徒に對して、神道の眞意を聞しむるはイトモ畏し、古事記日本書記  
等の正史は勿論、神道とは祭祀を主となすもの歟、或は宗教の性質を含む者歟、否や等の  
論に至りては、たとへ百年を費すも、恐くは丁解せしむること能はざるべし、何となれば  
彼徒の教導職とか騒動職とか、講元とか盲元とかいふ者を見るに、眼に一丁字なく、腦に  
一見識を具へぞ、未だ是非曲直を判別するの、明を有する者を見ざればなり、唯見る者は  
昨日迄は車夫たり馬丁たり、紙屑拾ひたり狸たる、(三百代言をいふ)者にあらざれば、糞



桶を肩にし鋤鍬を手に取しもの、今日は教職とか盲職とか、大層らしく仰山らしく、癩の出来たる肩にて風を切り、シヤ熊の頭に店晒しの高帽などを戴き、龜裂のされたる足に古手の洋靴を穿ち、イカメシク外見を装ひ大手を振て、大道狭しど之れ見よがしに、晏平仲の御者然たるもののみなればなり、之れも其實は愚民より欺き取し金錢を以て、己れが私欲を満すに外ならず、但諺にいふ橋杭に綵衣を着せしむると一般、性來の愚は本の如くヤハリ愚にして、急に是非を識別するの、變性たらしむること能はざればなり、先づ神道の奸賊といふ所以を、詳らかに辯せんとするに當り、彼等が無二の至尊と崇奉する所の、十柱の神といふを列擧せん、

- 一國常立命、二面足命、三國狹槌命、四月讀命、五雲夜見命、六惶根命、七大戸道命、八帝釋天命、九伊邪那岐命、十伊邪那美命、之を十柱の神といひ、之を總稱して天理王命と稱す、

汝ミキ盲瞎妖婦の口に、畏くも神號を汚し奉るさへあるに、妄りに婦婦の分際をも應みぞ、我日本の神號の中に帝釋天をも加へて、之に命の號をさへ妄附するとは、何たる大膽なる

妖婦ぞや、此十柱神は都て鳥有の神なれども、中に於て雲讀命と、帝釋天命とは何たる妄神ぞや、(帝釋天の事は下の佛敎の賊の下にて辨ず)我國の正史を見よ、雲讀命といふ名稱は何くにかある、汝等盲徒百千年か、りて之を搜索するも、本より鳥有の神號なれば、決して見出すこと能はざるべし、此無可有の神にして、妖婦ミキに降臨したまふといふ、天理敎の偽妄なること、此一ツにても明らかなり、本より無き神の降臨したまふ理由あらんや、世に風聲鶴唳といふ諺さはあれども、ソハ響なりともあるものにて、全く絶無にあらざるすら、謬聞恐慌せるを笑ふなり、妖婦は本より妖婦なれば妖言妄語と見做さんも、汝等盲徒の之を敎祖と仰ぎ、おミキ様は神様なりと信ずること笑止千萬なり、本邦正史中天神七代地神五代等の名稱は、古くより之あることなれども、十柱を一束して單稱に呼ぶことは、未だ曾て正史になし、之即ち妖婦ミキの始めて稱へ出せし新文句なり、想ふに妖婦ミキは人を魅せんが爲に、何がなと工夫を凝し、いづれにか似寄りしことありしより、思ひ付しものに相違なし、かくの如く正史に曾てなき名稱を邪立して、天理王命など、妄稱し愚民を誑惑す、實に妖婦の妖婦たる所以なり若し之を西洋に渡航せしめて、魔術興行者の

藝人たらしめなば、定めて大喝采を博せしならんに、其事をなさざりしは遺憾なりし阿々、  
 此雲讀命といふは、彼れ盲徒等が威張りに威張る、神道直轄天理教會公許の時、此名稱  
 の會て神典に見へざるを以て、種々に工夫を凝し、(定めて頭痛の甚しきに困みしならん、其  
 實況を見まほしかりし)漸く雲讀命と、帝釋天の二神を除き、豊斟淳命と、大戸邊命  
 の二神を加へて、出願し公許を得たりといふ、依て妖婦ミキの存命中と死後とは、全く其  
 十柱の中に於て、神號神体を異にせし神二神あり、ア、之れ何と云ふことぞや、苟くも天  
 下に公稱して一の教會ともいふ者が、勝手氣儘に貴重なる、生命を托し冥福を祈るといふ、  
 所奉の神號神體迄も變更し、隨意に加除して妄稱妄信し、之を教會でゴザルの、神道直轄で  
 ゴザルのといふは、彼等盲徒はトコ迄愚中の至愚なるにや、其言ふ所を知らざるなり、汝等盲  
 徒も同じ人間なれば、多少人間の腦力を具へ居らんれば、少しは天下公衆の手に耻よ、  
 彼れ邪教十柱神の事歴斯の如くなれば、豊斟淳命と大戸邊命との二神は、夢にだも妖婦ミ  
 キの知ざる神なり、されば汝等盲徒は常に、生命をも犠牲に供へかねぬ、教祖と邪崇す  
 る妖婦ミキにも背くの大罪人なり、妖婦ミキの爲には十柱神を、自儘に左右せし大賊なり

定めて知る雲讀命と帝釋天とは、手を引合て驅出し、ヤレノ魔道を脱れしと、懲役人の  
 大赦にあへる心ちして御悦びなされしならんが、豊斟淳命と大戸邊命は、悪る者に搦め捕  
 へられし思ひをわそばし、さぞ御迷惑に思し召されしならん、思ひやるさへ御氣の毒に存  
 じたてまつるなり、

而して唯十柱神を差し換しのみならず、天理王といふ名稱を變改せしこと三回即ち  
 初には轉輪王と稱し、中ごろ天輪王と改ため、今は天理王といふ、  
 斯く名稱を數回變稱せしことも、上の十柱神と同じく、教會公稱の許可を得んが爲に、  
 種々に改稱せしものなり、汝等盲徒は神道直轄と自負するに非ずや、純然たる神道といふ  
 に非ざや、而して轉輪王と稱せしは何事ぞ、(轉輪王の事は佛教の賊の下にて寛々碎かん)  
 又轉を天と改ため、最後に天理と變せしが如は、更に一定の主義といふ者なく、時々變  
 名更稱するを見ても、其妄誕無實なること知べし、是何故ぞなればたゞ空中の建築なるを  
 以て、畢竟妄想の上に雲煙を認め、翳眼の上に空華を散すに過ぎればなり、先其正邪は兎  
 も角もにして、朝改暮革一定の教理もなく、一貫の主義もなき者にして、天理教の候ふの

とよくも云れたる者かな、箇様なる淺墓なることにては、兒童も欺むきをふせらる、者に  
 わらせ、汝等盲徒或は云はん、變更改稱せしにわらず、始より今の稱への十柱神なり天理  
 王なりしと、汝等遁辭をなすことなかれ、此事は實際に付汝等盲徒より、自白せしものな  
 り、(其事は次下の皇典の賊の下にて明らかなり)決して誣言にはわらせ、天下の人を欺  
 ひかんとするも、汝等如き盲徒に瞞せらる、者わらんや、遁辭は必らず窮するものぞ、汝  
 等正直に變稱せしに相違之なく候、誠にアナタ方識者の御前にては、一言の陳辭も之なく  
 候らへば、何卒穩便の御沙汰を以て、宜しく御着免を乞ふと、低頭平身するに如かき、而  
 して彼れ盲徒等は如何なる所爲をなすかを見るに、

御手振り踊り御かぐら歌と唱へて、十ツ、十二下りの歌を謠ひ、種々なる假面を被りて  
 手振踊りをなし、亦太鼓、三味線、琴、胡弓、横笛、拍子木、摺鉦等を合奏して舞踏を  
 なし、而してアキハライ、タシケたまへ、南無天輪王命と操り返しく唱和す、  
 御かぐら歌十ツ、十二下りの歌といふを見るに、語にもわらず句にもわらせ、其野鄙拙劣  
 なるは無類飛切、古今絶倫實に天下の第一品なるべし、子守歌や手鞠歌を以て比較し得べ

きにわらざれば、絶待無比の大迷歌にして、狂人の亂語よりも劣れるものなり、如何なる  
 辛抱強き人なりとも、之を讀で噴飯せざる者はなからん、若し之を見て笑倒せざる者わら  
 ば、賞を懸て試さんと思ふ、全く無神經にわらざれば、忍ぶ能はざればなり、試るみに其  
 一二をならべん、

世地 天ならん乎  
 このよふのちいとてんどをかたどりてふうふをこしらへきたるでな

三にさんざいこ、ろをさだめ四ツよのなか五ツりをふく六ツむしよふにでけますわ  
 誰か之を讀で臍を振り、頤ひをはづさるものわらんや、十二下り渾て之に類する者のみな  
 り、彼等盲徒は此みかぐら歌を以て、耶穌の聖書の如く、佛教の經典の如くに尊崇珍重し  
 て、天理教會の大經典となすものにして、其大迷歌なること斯の如し、誰か彼等盲徒が至  
 愚白痴なるに感服せざらん、アマリの事に思ひも辭も及ばぬなり、歌の事は余も今迄少し  
 も學びしことなければ、如何なるものやは知ざれども、成程歌は三十一字の歌のみにはわ  
 らで、長歌もわれは連歌俳諧今様小歌等は申す迄もなく、木びき歌はやり歌など、都て有  
 情の發するもの、所謂情内に動ひて、聲外に發するもの、其文あるものは蛙聲鳥語も、

皆歌なりといふよりいへば、汝等盲徒が諸ふなる、野部極まる所の一ツ、節も、歌にはあ  
 るべかかんめるやは知ざれども、是には雅俗の別ありて、嚴格なる規矩のあるものやにさけ  
 り、汝等盲徒を責るに之を以てするは、犬猫に道理を説にひとしけれども、頻りに有難が  
 りて經典の如くに尊重し、此盲ら歌を謠ひて、病氣平癒せしむるとか、難産を快産せしむ  
 るとか、耻も措はせ穢枯聲をシボリ出して之を連稱し、怪しき手振をなすは何たる狂妄ぞ  
 や、其愚を笑はせして却りて之を憫むなり、其醜を叱せせして却りて之を哀しむなり、  
 汝等盲徒に忠告すセメテは、小學校の生徒をなりとも、教師にたのみて文字を學べ、  
 手振踊りの具として用ゆる、太鼓三味線其他の雜具は何の爲なる乎、何故にか、る鄙劣な  
 る事をなす乎と問へば、神事の神樂に擬して天の岩戸の前に、賣女命の舞たまひしを摸擬  
 せしなりと、汝等盲徒饒舌なり、神事の神樂には神代の古式ありて、汝等曠愚の夢にも知  
 ことにあらず、汝等之を知んと欲せば、今の天理の邪坑を脱却して來れ、教ゆるに吝さか  
 ならざるなり、  
 ○○○○○○、○○○○、たまへとは何事をいへるにや、推するに惡を拂ひ、助けたまへとい  
 アキハライ、タシケ、

ふ事ならん、辭には國々の訛り方言等もありて、一樣にはあられざれども、アキハライとは  
 何國の訛りなりや方言なりや、大和の國の訛りかはしられども、大和國は舊都にして長  
 らく、朝司百官の住はせられし處なれば、ヨモヤか、る片言はあまじき筈なり、爾  
 にアキとはアシキの中略なりといは、何の理由ありてシの一言を省さしや、汝等盲徒は  
 一家を破産しても、敢て悔ざる程の妄信者なれば、マサカ節儉の爲に時間の貴重なる爲に、  
 夫を惜んで僅の一言を、省さしにもあられざるべし、新平民は都て舌の作用の明晰ならぬ者  
 多し、汝等盲徒が教祖と仰ぐ妖婦ミキは、若しや新平民にてはあられざりし乎、シカいは  
 汝等盲徒は目を刺きて怒ていはん、(チット小僧座にあり曰く、盲徒の目をむくとはいかん、  
 答て曰く盲徒とはアキメクジといふことなり、中々理屈ボー小僧ジヤ、今からでも天理教  
 の教師になれるぞ、小僧失笑す) 教祖様の子孫を見よ、現に神道の何教正なりと、成程今  
 は新平民にはあられざるも、若し其遠裔にやあるらん阿々、果してタシケたまへとは、助け  
 たまへと云ふことならば、汝等盲徒彌々曖昧を自白せるなり、ナゼなれば神道には祝詞と  
 か祓どかいふ中には、畏こみ申すとか、拂ひたまへ清めたまへと、いふよふなる詞は澤山

あれども、助けたまへとはいはせ、尤も其神明に冥助冥福を祈るには、助けたまへの意味は存することあらんれども、顯らさまに助け給へとはいはせ、之は佛敎の專賣物なり、(此事は佛敎の賊の下にて委しくいふべし)定めて十柱神は佛にならんか、神にならんかと周章したまふらん、御迷惑遊ばし居らるゝならん、汝等盲徒は本より文盲なる故、此等の事を知らふ筈なく、傲然として大口をあき、新平民然奥州人乎として、タシケたまへと妄稱す、我國は言靈の幸きはふ、國としもいへる大和民族にして、カ、ル訛言をなす、實に神道の賊のみならず、外國人に對しても、我等真正の君子は、深く耻入次第なり、又南無轉輪王命といふは何事ぞ、神道にして南無といふは、葬禮の挨拶に御目出度といふは忌辭の如く、決していはぬことなり、神道なりといひながら、南無と云ひ輪王といふは、何等の隱語ぞや、斯く詰責し來れば彼れ盲徒等は、忽ち遁辭を設けて云く、始めは左様申せしやは知らざれども、只今にてはアキともタシケとも申さず、アシキをタスケと申し居るなり、又轉輪王とも天輪王とも南無など、も申さず、此輪は理の音便より訛りたるなり、此外の事は何事も知らせ、

汝等盲徒之舌を幾枚所持せるにや、舌のカケガへと古今に稀なる珍器なり、タシケ給へといふ、回らぬ舌の乾かざるに、掌を反して何事もしらせ、左様なことは申させと遊んとす、汝等盲徒遊んとするも放たんや、已に汝等が賊首たる者を捕へて糺明し置けり、そのもの、言にいばく、

神の御唱へはアキハライ、タシケたまへ天理王命と申するなり、  
 教祖は南無轉輪王命と申されたり、然れども後には唯天理王命といふ、  
 是れにても猶遊れんとするか、此言は誰がいひしぞ、汝等教會中の先輩權少講義茨木基敬といへる者が、明治廿三年四月十六日に、太田唯吉と云へる人に對しての直話なり、此茨木基敬は妖敎中の尤も古顔にして、明治十五年頃より邪敎を信じ、汝等盲徒の仲間にては、最も尊敬せられて、今の總會長よりは却りて教理に委しといへる者なり、決して浮たる事や、途聽の説にはあらず、勿論此書の中には此事に限らず、彼等が教理として擧るものは、皆彼徒より自白せしものにして、憑據なきことはいはせ、且此等の言は大和國天理教會本部に於て、彼れ教會徒數人立會の上、太田唯吉氏と、茨木基敬及び清水泰之助との、

問答筆記を朗讀して、彼徒の認許せしものなる由、彼眞理の裁判てふ書に委しく載たり、唯是のみにては枝葉を枯して、其根を残すにひとしく、猶此等の事に就ては彼れ天理教の、教理といふに大關係、大基礎なる者なれば、今盲徒等が妄崇する、妖婦ミキの言行に付て、其根底より評さ、ミキの没後に至り、盲徒等恣ま、に妖婦に背きて改稱せし所以、妖婦は南無轉輪王命と、妄唱せしに相違なきを証し、彼等はいかばかり神威を汚し居るやを明かにし、彼れ盲徒等をして、肝膽を寒からしめん、イカニ無神經の盲徒等も、少しは痛楚を感ぜらるならん、高價なる紙片を費すは勿体なしと思へども、暫く其臭を忍びて讀者に紹介せん、讀者も定めて嘔吐せらる、ならんか、乞ふ鼻を摘んで忍ばれよ、

ミキ四十歳の時即ち天保九年戌十月廿六日、長男善右衛門農稼中、俄に足痛し歩行する能はず、故に醫師に就き服藥療養するも更に其効驗なし、爰に同郡長瀧村に市兵衛と云る、山伏行者あるを迎へて、護摩を焚き加持を執行せしむるに、足痛少しく平癒す故に同人をして一ヶ年内に、十度の護摩加持を修行せしむ、翌天保十年亥十月廿四日より、例の加持を修行するに、爰にミキ俄然夢中になり、幣を採て神降と叫ぶ、衆人いかなる

神の降臨ぞと問ふに、吾神は這回此ミキの身体及び、其屋敷地面とも神の社に貫ひ請るなり、若し義不服なれば、此家斷絶するなり如何と、爰に夫善兵衛始親族一同協議承服の旨を答ふ、時にミキ忽然正氣に復す、其翌々日廿六日の夜に至り、ミキが居間の天井俄然鳴動して神降あり、高聲に吾は國常立命といふ、又少時にして前の如く鳴動して、同じく高聲に面足命といふ、次に國狹土命、次に月讀命、次に雲讀命、次に惶根命、次に大戸道命、次に帝釋天命、次に伊奘諾命、次に伊奘冉命、以上十柱の神漸次二三年間に降臨す、此十柱を惣合して、最初は之を轉輪王命と稱せしなりと、

此神降の時サアくと云て乗移り給ふ故に、サアくといふは言葉の始めなりと、誰か之を聞て耳を塞がざらん、誰か之を見て眼を閉ざらん、先妖婦ミキが此十柱神の降臨より之を總合して、轉輪王命といふ名稱を思ひ付しは、無懶なる修験者と相計り、佛敎小説の部類なる、彼の三世艸といふ草紙の中に、四輪王といふ事のありしより、思ひ付し名稱にして、王とは世界中の王なりと記しありしより、此上のエライ者はなしと想ひて、妄稱せしなりとかや、而して其轉輪王とは、佛敎にて稱する處の名目なることを、世間の

人に嘲られ、神號の命を呼には不似合なれば、轉を天と改ため、マダ夫にても猶神道といふには、輪王の稱へ面白からず、忽ち教會公稱の出願に差支ゆる所より、漸くにして天理王と考へ付し者なりとぞ、されども其天理王命も、猶アイノ子にして、天理王は支那の産種、命は日本生れ之を名けて、アイノ子の命といふべし、妖婦ミキが元來此事を思ひ付しは、三世草が大本尊なれば、必らず南無轉輪王と稱せしこと、一點の疑もなき事實にして、今猶世間の口碑に残りて、皆人の知る所なり、故に妖婦ミキ生存中は、南無轉輪王と稱せしを、明治廿年舊正月廿六日ミキの死亡後に、盲徒等の變稱せしことは明々白々なり、汝等盲徒百千の口を揃へて、如何なる毒舌を逞しくするも、此事實を曲庇することは出来ざるべし、

猶汝等盲徒が分疏の口を閉させん爲に、委しく語りて聞すべし、市兵衛といへる山伏行者を迎へて、一ヶ年に十度の加持を修行せし時、十柱神の降りたまふといふ、一ヶ年に十度の加持を修行せしとは、謂つべし妖婦ミキ勉むることは能勉めたり、流石後に至りて妖毒を流さんとする程ありて、其巧みなること感ざるに餘りあり、抑昔時の山伏なる者は、一の

株なる者にして、其形も僧にもわら老俗にもわらせ、平生は素餐の遊民にして、愚民を誑惑するを渡世となし、或は季節を圖りて諸國へ出稼をなし、彼神佛を混淆したる、加持祈禱或は方位吉凶等、種々狡獪なる鄙業をなして、僅に口を糊せし者なり、之を山伏といひ修験者といひにきを、明治維新の際廢せられしなり、其蝙蝠然たる山伏の加持せし時に、降臨したまひしといふより推とさば、神佛混淆の十柱神にして、帝釋天をも加へ南無轉輪王と稱せし事、火を見るよりも明らかなる事實なり、今其證據には彼十二下りの歌の中に、こ、はこの世の極樂やといひ、又こ、ろすみされ極樂やと、いふにても知らる、なり、サ、ルを彼れ盲徒等は、現に之を改稱しながら、詰責すればサル事なしとか、何事も知らせの一點張を以て通れんとす、汝等盲徒は只知せとさへいへば、夫にて濟むものと思ふか、世人は決して汝等如き、欺むかる、者わらんや、汝等盲徒も口には知せといへれど、之を己れが内心に問は、内心はいかゞ答ふるぞ、良心は責ざるか、チツト汝等を責るに良心なきを以てするは、猫に小判却りて徒勞ならん止みなんく、

ミキは夢中になり、承諾の旨を述べれば正氣に復せりとは、之れ等は皆神經の妄動より起る

者にして、彼稻荷下げ狐寄の類なり、少し神經病の氣味ある者は誰人にも、山伏修験の來りて、加持とか祈禱とか稱して、神佛の名稱を連唱し、紙幣を振舞せば、直ちに夢中になりて、トリトメもなき事を、ロバシリて騒ぐものにして、何の珍らしきこともなし、故に十柱神の降下といふは、畢竟夢想の捉風捕雲なければ、決して實なる事にはあらず、又俄然天井鳴動せりとは、進化文明の今日童子と雖ども、加ふる空谷の梵音を肯ふ者ありて、定めて鼠か剛の、天井を驅りし梵音なるべし、是も彼發狂人のソレ軍が起つた、ソレ火事よソレ地震よ、ソレ洪水よと叫びて、狂奔するど一般皆妖婦ミキの、發狂の什業にあらざば、深き巧みの謀略にして、己れ國常立命なり、只今神降なりなど、トボケて、愚人を誑惑せんとするの遠慮なり、此時妖婦ミキは盲徒等の此妖術に陥り、己れを神とし敬ふを見て、定て赤く鋭き舌を出し、サア〜モウシメタリと悦び、ニタリと笑ひしならん、ア、恐るべき妖婦なる哉、憎むべき魔婦なるかな、又吾神はミキの身體及其屋敷地面ども、神の社に貫ひ受るなり、若此義不服なれば、此家斷絶するなりとは、サテモ〜惨忍暴虐なる神様にておはせり、強欲非道なる神様にわら

せや、譬へば爰に人ありて、親戚の縁故もなく、朋友の情誼もなき、無關係なる赤の他人に向ひ、汝我に家屋敷及身體をも貸せ、若貸せんば汝の家を燒き汝の家人を殺し、河内水分の二凶の二の舞を演じて、十八斬を始め汝が家を、斷絶せしめんといふ者あらば、此暴人を尊びて、直ちに神様なりとし、崇敬するものある乎、ありといは、河内十八斬の二凶は、神として敬拜すべし、豈か、る逆さまごとわらんや、世人必ず此暴人を憎んで、豺狼となし蛇蝎と恐れ、唾きして人外に驅逐せん、河内の二凶を見ても知る、なり、神もとは其徳洪大にして一點の偏頗なく、天の如く覆ひ地の如く載て、所謂正直の者に禮ひし不善の者に禮ひし、寸毫の私なきをこそ、神とは申せ神威を畏る、なれ、然るに人間だもなし能はざる惨酷極まる、己れが命令に應せざれば、汝が家斷絶せしむるなど、嚇すは、如何なる殘忍なる十柱神なるか、神にして人間よりも狼戾なるは、古今未だ其ためしをさかざ、世に鬼神とか夜叉とかいふものあるをさく、恐らくは此十柱神は、其御親類か或は講元ならん呵々、時に座客あり謂て曰く、十柱神降下の時、汝ミキの身體を社に貫ひ受るぞどのたまひて、ミキは之を承諾せしとなれば、ミキの身體は十柱神の住みたまふ宮殿にして、



トリモナサズミキは其ま、十柱神なり、十柱神は亦ミキなり、然ればミキの存命中は、神様方も御住る處ありて、たのしく御暮しなされしならんが、ミキが死亡後といか遊ばされしならん、定めて路頭に御迷ひなされしか、或は其子孫にでも轉宅なされしか、若も御轉宅にてミキは死亡せしも、十柱神のみは今に御存命と、いふことならば、大和迄足を運びても、一度御面會が致したと思ふが、いかいなものならん、余が曰く止すべし、彼河内の十人斬にも勝るとも、チサノ劣り給はぬ、十柱神に面會して、如何なる殘害にわふもしれず、古語に曰く君子は十柱神に近付すと、謹んで此訓辭をまもれ、サア〜といふは言葉の始めなりとは、いかなる事にやと、左思右考するも其意を得ず、一時間計りも過て、漸く一解を得たり、曰くサとはサシスセリにて、サスとかサセとかいふ意味、アとはアイウエオにて、アウとかアエとかいふ義ならん、されば愚人に惡事をサせて、妖婦のミキと狐狸の妖怪と、意氣が相ひアウて、合体同一の運動をなし、之より愚民をアエたり、モマサスには、十柱神の贗せ神を拵らへ、神佛混淆雜炊の名稱を設けて、互に己れが情欲を遂げ、浮世を面白く暮さん、サア〜今より之を、開店せんとの意義な

るべし、また一解には、世界の人間悉く愚昧のみにもあらざれば、中には極々なる攻撃を、受ることもあらんなれども、多數人間の中には目開は少なく、目暗は至りて多き世の中なれば、妖婦ミキ女史の魔術と、狐狸我等の通力と合併して、成るべく愚人の中にも、精神病の氣味ある者と、貧病二者とに乗り遷らば、少數の攻撃は決して恐るゝにたらず、御互に愚人の狂熱に浮されて、身命財を湯水の如く耗盡するを、高丘にてサア〜見物して、樂まんといふの意ならん、此二様の解釋恐らくは、サア〜の正解として謬りなかるべし、

又次にアキ拂ひタシケたまへとは、アキとは八個の塵埃を拂ふて、助けたまへといふ事なりといふ、其八個の塵埃はと問へばいはく、南無轉輪王命を唱へて、アキを被ひタシケ給へといふは、八個の塵埃を拂ふことを祈るなり、其八個の塵埃とは、一に憎、二に欲、三に可愛、四に憎、五に慾、六に高慢、七に恨、八に腹立是なり、以上八個のものは、吾人を損害するもの、なるが故に之を塵埃といふ、神の威力を以て之を拂ひ、除かんことを祈るなりと、

妖婦ミキの言に、神は魂を人間に授與下されたるものなりといへり、然らば身體は自分の物なれども、魂は神の物なりといふことならん、神の授けし魂ならば、八個の塵埃といふ穢れものは作るまじきに、人間に善をなす者は少なく、惡をなす者の多きは、神もヤハリ人間並に、惡は御好なるか御好なりといはば、誰人に祈りて此塵埃を拂はん、つまり拂ひ人のなきことになるなり、ソハ兎も角も是も彼の、佛敎小説か何かの中に似寄の事ありしか、又は山伏より聞傳へて、思ひ付しものならんか、此等の事は玄深幽妙の事柄にて、學問上の沙汰心理上の領分なり、佛敎殊に委しく之を説く、妖婦ミキや汝等盲徒の夢想にだも、知る可きことならんぞ、知るといはば、試に問えん、二に欲五に慾といふ、之れ何の別ありや、ホシイといふも、欲心より起ること、欲を離れて別にホシイといふものなし、此區別如何と問はば、汝等盲徒答ふること能ふか、今序なれば大切なることなれどもいふて聞すべし、字書に云く、欲トハ者願也、飢者欲食、寒者欲衣、此レハ願ヒノミ耳、非レ貧也と、故に欲に之善惡の二ツありて、欲レ仁チ欲レ義等は何ぞ惡ならん、慾字俗字、加レハ心非也と、又慾トハ者情所ニナリ、鍾好一俗加フ心ヲ矣、見るべし欲と慾と何の別かある、慾の字は欲の

俗字なりといへり、汝等盲徒に對しか、る、高尚なる字義を聞きむるも、無益の業にして、とても解ることにはあらざれども、餘り文盲を天下に披露するが笑止さに、かく金玉の至寶を授けしなり、汝等盲徒はいつでも、自から己れが盲愚を世間に訴へて、耻ることを知らざるは、實に盲目にも劣れり、此盲目にも二様ありて、アキ盲と盲の目暗とあり、汝等盲徒は一人にて此二様を兼し大盲愚なり、曰く道理に暗きことは盲の目暗の如く、文字を知らざることには、立派なるアキ盲なれば、實に兩刀遣ひの大盲達人といふべきをや、此他憎ひといひ、恨みといふも、恨あらばこそ憎むなり、憎む故に恨むなり、而して又汝等盲徒此八個の塵埃の外には、最早惡といふものなしと思へるか、不忠不孝を始として詐欺誑惑、イトシイ、コヒシイ、嫉マシイ、クヤシイ、ウイ、ツライ等、此等は汝等盲徒が家にては、罪ども咎どもならざれば、塵埃にはあらざる乎、眼を拭ふて神典を拜見せよ、罪といふ罪、咎といふ咎といふにあらざるや、畢竟妖婦ミキは新規のことを思ひ出して、汝等盲徒を誑らかすを所詮とせし故、一も道理にかなひし事なきを、汝等盲徒は誑らかさるゝとも知らず、教祖様かミキ様と敬拜するは、あはれ至極の事どもなり、

汝等盲徒に對して語らんば、譬に小話し盲に月見も同様なれども、此等のことは汝等盲徒の口には、いふまじきことを知らしめん爲に、まふ一言聞し置べし、此欲や憎やは何れの處より、起るものなるやを知る乎、抑々罪を造るの本といふは、順境といふて意に従ふものと、違境といふて意に逆ふものとの、此二ツより一切萬事の罪惡を製造するものなり、此二ツを根莖として枝葉を生じ、種々に繁茂して其數多々となる故に、神道にては罪といふ罪といひ、佛教にては無限の罪惡となすなり、汝等盲徒いかに答ふる辭ありや、恐らくは汝等が陰險なる毒舌も、麻痺するであらふ、

此段はこゝらにて切り上とせんが、今數歩を譲りて汝等盲徒が好みのまゝに、十柱神も悉く現に在る所の神となし、八個の塵埃も御尤の事なりと許して、而して古より傳へ來りし、八百萬神の中より、新たに十柱神を撰り出すは何のためなりや、罪といふ罪咎といふ咎の中よりさらに、八個丈を摘み出すは、何の必要を聞まはし、汝等盲徒の考へにては、定めて此天理教を信する者は、十柱神の恵みにより、皆八個の塵埃を拂ひ除きて、此身此儘神様となり聖人君子なるも此教を信せざる者は、悉く八個の塵埃に埋もれて禽獸と伍をなし、

殊に十柱神をば、なき神など、いふは、實に淺間しき人間かな、況して此結構なる天理教に向ひて、罵り誹るとは、いはふ様なさかみキ様の罪人なり、ア、不愍やな氣の毒の至りなりと思ふらん、是は大さに有難く存じ奉り候と、御禮を申す筈なれども、此方よりは神道の爲、佛教の爲、國家の爲に、汝等盲徒が内幕を討き、教理の基礎より手段の根底より捕へ來りて、今此新製の照魔鏡に照らせば、汝等盲徒が邪謀の十柱神や、八個の塵埃は悉く妖怪に寫り、其妖怪を此碎破の、大盤石の下に埋め去れり、此大盤石は汝等盲徒が力らにては、イカナこと貧乏ユルギもせぬなり、天理教の爲には此照魔鏡は、アシキを拂わぬ助けたまわぬ、天照鏡の命なるべし、斯の如く天理教は、首尾一貫して神道を盜むの大賊なり、今此照魔鏡の審判により、根の國底の闇處に送る、汝等天理教徒速かに服罪し神妙に服役せよ、滿刑の後ら我が正教を授けん、

皇典之賊 第三

大いなる木札を掲げ筆太に墨黒々と、何々天理教會と記し、神壇に荒蕪を餅りしは、如何にも立派に見ゆめれども、其教會所に集合して、教職とか先輩とか云る者を見に、目には

一丁字もなき文盲なれば、本より道理の分らふ筈もなく、己が名札もロク／＼に、書得ざる程なれば、ましてや神書皇典など、讀得ることの能はざるは論なきことなり、それなればこそ妖婦ミキの邪術に陥り、邪言に惑はされて悔ゆるを知らず意氣揚々たるなれ、サル者を捕へて皇典をもて責るは、卵を破るに鐵槌を用るの類なんめれど、彼れ盲徒等は己が卑賤をも顧みず恐れ多くも、我皇祖皇宗を汚し奉りて、靦然として憚からず、大逆の不敬をなしつゝ、あるを見て黙するに忍びず、止ことを得ずこゝに及ぶなり、先妖婦ミキが我皇典に對して、如何なる大罪を犯し居るか、彼れ白徒等は如何なる大逆を造りつゝ、あるか、即ち彼徒が唯一に秘藏珍重して、容易に他人に視さざる、天理教主意書といふに云く、此世界成立以前には、月日もなく亦人間もなし只泥海なり、其中に二神あり是即ち今の月輪日輪なり、月を國常立命といひ、其正体は一頭一尾の大龍にて、泥海の中に現れて國の床を定めたまふ故に、國常立命といふ、又日を面足命といひ、其正体は十二頭三尾三劍の大蛇なり、此月日の二神を以て、世界萬物造化の祖神とす、偕此二神の思召には、吾等泥海の中にのみありては、誰も神と敬ひ畏る者もなく、實に氣の痛むことなれば、爰に人間を造り、其人間に神が入込て物事を教へなば陽氣遊びも出来るなるべしと、二神相談したまひ、偕此人間を造るには、種苗代道具雛形なくては叶はざ、今此等の物を見出さんどて、泥海の中を見渡したまふに、北の方に人魚あり、又南の方に白蛇あり、月日の二神は此二者を以て、人間を造る雛形にせんどて、二者に對して曰、今汝等の姿を以て、人間の種苗代雛形に貫ひ請んとす、而して人間を造りたる上は其人間をして、汝等二者を世界第一の神と崇め尊敬せしめんどて、二者の神名を伊弉諾、伊弉冉と授け給ふ、夫より月日の二神は、男女の一の道具、五臓心魂を造らんとて、泥海の中を見渡したまふに、戌亥の方に鯨あり、之を以て男の一の道具とし、猶人間の骨と定め、之を月讀命と授けたまふ、又辰巳の方に龜あり、之を以て女の一の道具と定め、猶人間皮接の守護とす、之を國狹楯命と授け給ふ、又東の方に鰻あり、之を以て人間飲食出入の道具と定め、雲讀命と授け給ふ、又未申の方に蝶あり、之を以て人間息吹分の道具と定め、惶根命と授け給ふ、又酉の方に黒蛇あり、之を以て飲食草木引出の道具と定め、大戸道命と授け給ふ、又丑寅の方に河豚あり、之を以て人間死生の縁を斷る

具と定め、大戸道命と授け給ふ、又丑寅の方に河豚あり、之を以て人間死生の縁を斷る

道具と定め、帝釋天命と授けたまふ、以上十種にて道具雛形等悉皆完備せり、爰に於て月日の二神には、人間の心魂を定んと沈海の中を見渡し給に、九億九萬九千九百九十九匹の鱈あり、之を以て人間各自の心魂と定め、終に人間世界を造化し給ふ、爰を以て月日の二神は造化の元神にして、伊弉諾、伊弉冉の二命は、父母の始にて餘の六神は、種苗代道具雛形等なり、故に此十柱神を惣合して、天理王命と尊崇すといふ、

此他天は陰に地は陽に屬し、男は陰に女は陽に屬する等といふ、

誰か之を讀で抱腹絶倒せざる者なからん、誰か之を聞て不敬を憤らざる者なからん、小供同士の謎々にも、かゝる拙さことはいはぬなり、かゝる邪説に對しては、辨駁の勞を取る迄もなければ、只妄誕譏誣として放棄し置とも、之を一讀せば如何なる愚態と雖ども、正邪の辯別に迷はざ、彼れ天理教の兒戯なることは、判談に惑はざるべきなれども、彼れ盲徒等が我皇典を蔑如して神明に對し、皇室に對し、傲慢無禮なる邪言を放ちて、汚辱するを見つ、聞つ、臭穢なり不潔なりとして度外に措んも、我等國民の義務として、冷淡に流る、の嫌びもあれば、人の笑ふも顧みざ、一言以て彼れ等が罪愆を圍み、楚歌の聲を

聞しめんぞす、爾れども今己れが無道なりしを悔ひ、軍門に來りて降旗を呈せば、我等何ぞ秦皇の暴を學ばん、憐んで之を容れ寛典に處するなり、汝等盲徒何ぞ早く降を乞はざる、請はざれば今連鎖して擒にせん、

今汝等盲徒が嗚々するは、造化のことを説に似たるが、其珍する立派なる造化説を約言すれば、一に月日の二神は國常立命、面足命にして其正躰は龍と蛇なり、二に人間を造る雛形は伊弉諾、伊弉冉の二神にして、其正躰は北方の人魚と南方の白蛇なり、三に月讀命は鯨なり、四に國狹根命は龜なり、五に雲讀命は鰻なり、六に惶根命は鰐なり、七に大戸道命は黒蛇なり、八に帝釋天命は河豚なり、九に人間の心魂は鱈なりといふ、

ア、如何なる詞を以てか之を辨すべき、大膽なる哉妖婦ミキ、無道なる哉天理教徒、皇典を汚し國脈を壞るの罪、如何か免れんとするや、中に就て諸冉二尊を以て月日の授けたまふ神號にして、其正躰は人魚と白蛇といふに至りては、譬は子を以て親となし、親を以て子とみすの顛倒にして、事皇室に關す、申すも畏し、汝等盲徒早く削りて後難を避けよ、捨置ば臍を嘴の悔近きにあらん、抑々世界造化の説は、東西各國太古の傳へありて各其説

を異にし、學者間には大に議論のあることなり、彼の耶穌教には舊約全書の創世記に説くが如く、ゴット即ち天主が全智全能の力を以て、六日間に天地萬物人畜等渾て一切の物を造り、七日間には休息せしといふ、されども今は此等のことに、關係なければ之を説の必要なし、我邦造化の傳へは古事記、日本記等の正史に載て昭々たるものなり、國常立尊以下の神號には、夫々國學古老の定論もわりて、決して汝等盲徒が口吻に汚し奉つる、魚類や鱗介の子供証しの如き、輕々しき者にわらせ、否といは、其説を提げ來れ、汝等妄徒が説は天理教主意書の外には、答ふるものなかるべし、今其説に就て聊さか其妄を辯じ、皇典の寃を雪がんとす、謹んで拜聽せよ、

先づ月日の二神は國常立命、面足命とは、咄何等の怪辭ぞ國常立尊とは、華牙の元靈を尊稱するの理神號にして、一説には實に其神在すにはわらずとなす、面足尊とは容貌威儀の完備せる意を表し、地面満足せるを尊稱するの號にして是亦理神號なり、然るを汝等盲徒は恐れ多くも、皇典を蔑視して妖説を爲すのみならず、國常立尊は一頭一尾の大龍なりなど、罵罵し、刺さへ之を主意書とかに盲書して、傲然として世人に誇る、汝等

盲徒が口の裂ざるを怪しむ、其口の耳元まで潰裂して、炎々たる骸を吐くは、運きにあらずるべし、而して國常立尊を以て月の神となす、何等の狂言ぞ、何れの皇典何れの正史にか、國常立尊を以て月の神とすることある、正史の記する所は月の神は月尊命の司とりたまふなり、汝等盲徒は事理の區別をさへ知らざるもの、くせに、得たり顔にも月の神は國常立尊なりなど、理神を以て現在神の如くホザクは、實に面のニクキ奴原なり、次に面足尊を以て日の神となし、十二頭三尾三劍の大蛇なりとなす、是は彼素盞男尊の、八岐の大蛇を對治したまひしを、何處かにて開かじり來り、之れ幸ひと人を愚にするの材料に、利用し附會せしものに相違なし、日の神は大日靈貴尊の司らせたまふ所にして、即ち、天照太神の御事なり、汝等盲徒を除て外、未だ曾て面足尊を以て、日の神なりとなすものなし、此等の事は三尺の童子も知り居ることなるに、曲みし口を開て面足尊は、日の神なりと吠るは何事ぞ、夫のみならで容貌完備國土満足の尊號に對して、大蛇なりとは如何なる無禮なるぞ、是れ等皇典を汚すの罪にても、汝等盲徒が身軀は、十二頭三尾の鱗を被たる、大蛇にならざるこそ不思議なれ、妖婦ミキは定めて此比は根の國か底の國で、

十二頭三尾の大蛇に苦しめられ居るか、或は己れも大蛇となりて、汝等盲徒が邪説に誑ら  
 かされて、狂奔せるを見て、小蛇を指揮するの思ひをなし、例のサア〜でもキメ居るな  
 らん阿々、十柱の神號神跡に付一々辨ざるも諄々しければ、こゝらにて一先休息いたし、  
 次々にうつり申すべく候、  
 月日の二神が相談なさる、には、泥海の中にては誰も敬ひ呉ねば、人間を造りて陽氣遊び  
 がして見たいとは、サテモ〜氣樂なる神様なり、此氣樂なる神様を信ざる汝等盲徒なれ  
 ば、汝等も氣樂に、〇〇〇〇、〇〇〇、タシケたまへと踊る間に、身代限りに出逢ひ、賣家と斜  
 めに張りて、始めて氣樂にはあらず、ロアングリならん、其時になりても陽氣に氣樂に狂  
 ひ踊りて悔ひざるか、余婆心をもて金玉の一言を授くべし、云く其時になりてからは、取  
 返しは付ぬ程に、早く目をさませよ、汝等盲徒が怪しき手振をなして狂ひ踊るは、何故な  
 らんと訝しく思ひしに、此陽氣好なる神様の、御利益によりてならんと始めて了解せり、  
 されば此一段は謝せざるべからず、辱なく御禮申上候也ジャ、  
 次に造化の神ども、いはる、神様にして、人間を造るに雛形がなくては、造られなんだと

は、餘程無器用なる神様にて、をばせしと見へたり、末世の人間シカモ凡夫でさへ、瀧車  
 や蒸瀧や電信を發明し、種々微妙なる美術品を製して、世人を驚かす者も少なからざるに、  
 神様にして人間を造るに苦しみ、人魚と白蛇に御頼み遊ばされしとは、此神様は人間より  
 は、餘程降り劣りたる御方なり、又其人魚や白蛇は誰人が拵らへし乎、之もヤハリ月日二  
 神の御手製となれば、別に人魚や白蛇の雛形を造らざとも、始めより人間を御造りなされ  
 たらば、二重手間もか、らずして、便利なりしならんに、去とてはさこへませぬ造化神な  
 らぞや、若し末世の人間にして、神様も御存じなき物を拵らゆる者あらば、神様も定めて  
 美術學校でも建て、こんな事なら人間を教師に頼んで、今一返人間を拵らへ換よふなら  
 美術に叶し、八の塵埃もなき、能人間が出来るならんに、ア、吾は人間よりも劣れり、殘  
 念々々なりと悔み給ふらん、  
 又次に雛形として人魚と白蛇の二神、即ち諾冉二尊の心姿を貰ひ受し上は、汝等二者を世  
 界第一の神に崇め尊敬せしめんと、月日の神の宣ひしといへば、人間を造る爲に諾冉二尊  
 を第一の神となし、自分月日の神は第二の神となり給ひしにや、サスレバ折角月日の二神

が骨を折て人間を造り、陽氣遊の玩弄にせんと思召せしも、人間の出来上りて後は、第一位を諾冉二尊に取れたまひては、月日の二神は其指揮を仰がざるを得ず、去ては折角の御骨折も無効に歸し、何の所詮もなき事なり、餘程御心よしの二神と見へたり、併し神様は人間とは違ひ第一位を奪れても、何とも思召サナンダカハ知ねども、諾冉二尊も二尊なり、月日二神の御詞を幸ひ、スマシタ顔して第一位に登り給ふとは、道徳の上より云へば、神様にしてはチト不道徳の神様なり、是を信ぜる汝等盲徒なれば、此神様の不道徳を學ぶにや子にして、邪教を信じ、親の信せざる時は、直ちに親を押込て己れ權力を奪んとし、一家に風波の起ること珍しからせどかや、イクラ神様でも簡様な事まで真似るには及ばぬぞ」

諾冉二尊は天照太神の御親にして、皇室の皇祖なるに、汝等盲徒はかゝる無禮なる暴言を放ちて、神威を凌蔑するのみならず、皇室の尊嚴をも憚からざる盲漢なり、大膽と暴虐とには實に驚き入りたり、汝等盲徒が面の皮はいか程厚きにや、若し其面の皮を剥取り滑した上にて、象皮に代用し器械に使用したらんには、定めて象皮の輸入を防ぎて、國益の一蠲ならんかし、汝等盲徒の謗議を責れば際限もなかるべければ、最早此邊にて中止し

置ん、されども一ツ云はねばならぬことあり、九億九萬九千九百九十九正の鱒を以て、人間の心魂とせしと云ことなり、此事は打捨て、も置れまひ、汝等盲徒はスイ通りがしてはしからふが、そふも參らぬ哩、此人間の元始のこと杯は、汝等盲徒の夢にも知ことならせ、タシケ給への片言口に、いふべき事にはあらざるに、人前をも憚からせ人間の始めはなぞ、能も汝等が口にホウバラざりし、其上に又云ことにも事を欠て、心魂を定むるなぞ、此靈魂の事は世間の大學者すら、容易に曉らめ難きことなるに、自分の名刺すら書能わざる文盲の身分を忘れて、横着にも程こそあるなり、若然らせといは、汝等盲徒に問はん、心魂といふ者は人々各別なるもの乎、又は一なる者を積置て、一人生出毎に神様の分賦する者乎、今日の人間もヤハリ心魂は鱒なるか、目下日本の人口は四千萬なるが、剩れる鱒はいかゞせしぞ、亦五大洲の人口に授くれば大に不足を生ざるが、ソハ何を心魂とせし乎、此等問題に對していかゞ説明をなさんとするぞ、之等は皆兒戲の問題なるが、此靈魂の事や、人間元始の事は之を耶蘇教にては天主の製造せし者といひ、進化論者は人間は猿より進化したる者とせり、化學者の説によれば、化學進歩の極に達せば、化學の作用にて人間



も出来得べしとなすとかや、皇典にも人魂賦與の説はあれども、此心魂の事は汝等盲徒に聞すも、逆も合點の出来ざることなれば、トモカクモ容易の談にあらざりて心得よ、否汝等盲徒が口には云べき事にあらざりと思へ、然に人間の身軀と心魂は、魚類と黒白の蛇とを以て組織したりといふに至りては餘りの事に、開た口の塞がらざることを數時間、抱腹も絶倒も通り越して、茶の木畑まで飛出したり、汝等盲徒が説の如く、人間の身心は都て魚類より成立し者ならば、人間は水中に入っても、自由自在の働きありて、郡司大尉が端艇航の遭難や、千島軍艦の覆没に、アタラ勇士を失わざりし者を、其事の似ざるは何故にや、今日人間は祖先の効績に背きて、鯨や鰻を崇敬せず、却て之を調理し食ふ故に、水中の働は能わざる者か呵々、又九億九千九百九十九といふ數は、何の標準に依たるにや、三十三問堂の三萬三千三百三十三軀を標準として、之に數倍したるもの乎、小兒が常に三萬三千三百三十三と謠ふを聞き、丸出しもアマリ素人クサキ故に、之に數倍を増して、之れ大數にあらざりやと誇りし積りならん、汝等盲徒が頻りに鄙猥なる語をなすは、其心魂は鱈なる故に、池中に鱈の狂ふ如く、汝等盲徒が天京の性質ならん、名實相應と云べし、我々正人

君子の心魂は、決して鱈や鯨にてはなきなり、尋常小學の生徒學校より還り來り、此事を聞て戯れて云く、夫でも先生彼等が云ふ如く、人間の心魂は鱈やらも知れぞ、近頃世間に鱈といふもの流行すればなりと、余生徒に問て云く、鱈といふは鱈の心魂か、曰く彼等を責ればイツデモ鱈 鰻 鱈には困りますナ、我々如き一年生でも箇様な馬鹿な事を、承引者はわりませんが、彼等は教育を妨げる賊でありますと笑ふて去れり、汝等盲徒よ沈思せよ、小學校の生徒にさへ笑はる、事を、教會の主意書のと觸回りて耻かしと思はぬか、汝等盲徒は實に皇典を汚すの大賊なり、諺に耳を掩ふて鈴を盗むといふことあり、耳を掩ふはマダシモ少しは、良心に廉耻を知ればなり、汝等盲徒が皇典を竊むは、耳も掩はる面も包まざり、白晝に大奸盜を爲して恐れざるは、トコ迄膽の太き奴等ならん、河豚を以て帝釋 天命となす、之れ又皇典を汚辱せるの甚しきもの、日本正史中何れの處にか此名稱ある、是は佛教を竊みし者なれば次下にて糾斷せん、

佛教之賊 第四

妖婦ミキは若きより佛教を信じてよく念佛をも申し、觀世音をも念せしといへば、其主意

とか教理とかいふを見るに、往々佛教の名目を盗みて、己れが邪教に附會せし者少なから  
せ、左に先づ其大要を列舉せん、

- 一 轉輪王といふこと
- 二 南無轉輪王と唱し事
- 三 帝釋天命と云し事

- 四 助け給へといふこと
- 五 御悟りといふこと
- 六 甘露臺といふこと

是れ皆妖婦ミキが佛教を剽竊せしにあらざるはなし、尤も佛教の教理などは彼等が夢にも、  
知るべきものにあらざれば、唯其名目のみを山伏より傳授し貰ひしものか、或は彼佛教小  
説の中より、截り取しに相違なし、斯くいはいは、又汝等盲徒は例によりて、教祖様はサルこ  
と仰せられせとか、我等はソウいふことは云はせとか、知らせとか逆辭を措ふるやも知ら  
ざれども、ソハ上にもいへりし如く、汝等盲徒の中にて重んぜらる、次木基敬が、太田唯  
吉氏に對していへる辭にて明らかなり、今爰に重ねて舉ん云く、

教祖は南無轉輪王命と申されたり、南無轉輪王命と唱へても宜敷、私も明治十五年中  
より教祖御存命に付、斯く聽せて貰ひ居る、  
見るべし汝等盲徒仲間にての、大立者が自白せし言斯の如し、何ぞ知らせと偽り言はせと

諍ふことを得ん、而して此事は太田氏自ら、基敬に面會の直話なれば、受賣や亦聞きの井  
戸端話しや、風呂屋談にあらざるなり、か、る現證あるからは、汝等盲徒最早通る、にも  
懸る、にも、進退に途なければ、速かにおミキ様は佛教の名目を盗みしに相違なく、我等  
は又其餘唾を嘗めて、盜品を胡魔かし覆はんと、苦勞致し居りマスに違ひありませんと、  
尋常に白狀せぬぞ、イカニ包み隠すとも、隠れたるより顯はる、はなしの確言に洩れせ、  
到底胡魔かしをふせらる、者にあらざれば、爾來は我等正人君子に出逢たらば、アカラサ  
マニ仰せの通りに候、全く糊口の爲に、愚民を欺き居候ものなれば、偏に寛大の慈愍をも  
て、御見遁しの程を乞ひ奉ると詫るに如かき、彼れ此れと陳せる程却て、ミソをつけるぞ、  
先第一に轉輪王といふことは、ドウ云ふ謂れのことやら、妖婦ミキは申すに及ばせ、汝等  
盲徒の決して知るべきことならせ、又かよふなことが汝等盲徒に解りてタマル者でなし、  
若も解る程の者ならば、決して天理教の偽妄に、誑らかさる、氣遣ひなければなり、此事  
は汝等盲徒がいふ、十柱神の造化の模様や、人間の製造は魚類や蛇杯云に、似寄りたる話  
しにあらせ、是れば佛教中世界成り立の、様子を説に關係の事柄にて、佛教には往々此事

を説けり、今其一端を示さば、凡そ輪王といふに四種ありて、金輪王、銀輪王、銅輪王、鉄輪王、是を四輪王といふ、夫々所領に廣狹ありて、司とる處別なれども、總じて轉輪王と稱するなり、我國の國史には其隻影たも説かき、爾るに妖婦ミキは此佛敎に説く、輪王の名稱を盗み來りて、之に我國の神名を混入し、轉輪王命と妄稱す、今四輪王ある中汝天理敎にいふ轉輪王は、何れの轉輪王なりやと問はば、イカッ答へんとするぞ、龍頭にして蛇尾なるは、マダシモ同じ鱗介の種族なれば、サマデめづらしきことにもあらざ、我國の神名と佛敎の轉輪王を混稱せしは、彼の國姓爺の和唐内にも勝れて、印度日本兵衛とでも名くべかんめれ、古今未だ曾てか、る名稱を開き、實に珍無類の名稱なる哉、神道を盗みしことは委曲上に辨せ、今又佛敎の名稱を奸盜して轉輪王と唱へ、愚民を誑惑するの材料となす、憎ても餘りあり、佛敎には第六天の魔王といふ者を説く、此魔王は人民の善事を爲すを嫌ひ、惡事をのみなさしめんと、晝夜影身に付き添ひ、己れが魔道に陥落せしめんと勉つ、ある者なり、想ふに妖婦ミキは此魔王の使者として大和國に生れ、神道を盗み佛敎を竊み、而して佛敎かといふへは佛敎にあらざ、神道かといへば神道にもあらざ、曖昧

摸糊たる鶴敎を造り、野干鳴をなして己が魔窟に誘ふ者に相違なし、源三位賴政をして今日にわらしめば、一箭の下に例すべきに、地下に起すの術なきこそ殘念なり、其魔王の使に相違なしといふ所以は、天理敎の主意とか教理とかいふ者は、悉く顛倒非理詭譎醜猥一も取所なく、其邪其妄明々白々なるにも拘はらざ、愚人盲徒にはわんなれども、靡然として多きを見ればなり、定て知る魔王は妖婦ミキを侍せしめ、彼鄙猥なる手振師をなさしめ、妖婦が名詮自性の神酒でも酌せて、大宴會を張り醉舞せし居るならん、ミキは妖婦の中で老女位の直段は、たしかにある者ならん、始めには南無轉輪王命と稱へしといふ、今は神道の直轄とか云へば、成程表向さ南無どはいはぬなるべけれども、内密にはいひ居るやも知れず、なせなれば妖婦ミキが創立の教理は、上來屢々辯むる如く、神佛を雜糅せしが妖婦ミキの眞意なれば、イクラ變更すとも血肉の親子をして、赤の他人ならしむること能わざるが如く、佛神二敎の混入を以て眞意とせし者を、赤の他人に分離せしむること能はざればなり、故に彼れ盲徒等の内密は、妖婦ミキの眞意の如く、混淆しをること一點の疑もなきなり、彼十二下りの寐言歌に極樂な

ど、いひ居るは、蔽ふべからざるの現證にあらざや、汝等盲徒蔽はんとすることなかれ、  
 而して汝等盲徒南無といふことを知れるや、南無とは印度語なり、支那譯には歸命と翻せ、  
 歸命とは即ち度我とか救我とかいふ意義にして、和訓すれば我を救へよ、我を助けよとい  
 ふことなり、シカシ此等の講釋は今の要にもあらざれば委しくいふに及ばず、轉輪王とい  
 ふも支那譯にして、天理王といふも又是支那語なり、命の一字は我國語なれば、南無轉輪  
 王命といふ時は、天竺漢日本、三國併稱の名目なり、僅か數文字の中に三國を併稱する  
 とは、サスガに妖婦の御作なり、若し内地雜居の曉に至り、十柱神の神集ひに集ひたまひ  
 て、戸籍帳を調査し給ふには、甚だ便利ならん、印度語もあり、漢音もあり、惜ひ哉洋語  
 を脱落せしを、依て今汝等盲徒に内密にて、教祖と仰ぐ妖婦ミキすら知らざりし、一の口  
 傳を授くべし、是も神々の戸籍調べの勞を省く爲と、爰迄辯じ來りてドコヤラ、心易く思  
 ふ故なり只今授くべし、南無轉輪王アーメンノ命と改稱すべし、ナントこれ一寸耳新らし  
 く、面白き稱號ならざや、シカシ百匹傳授なれども、内密の事故決して、其謝儀の心配は  
 御無用く、

次に帝釋天命といふ、又佛教丸出しの名稱なり、之も佛教小説の中より盗み來りしか、  
 又は山伏より譲り受しか、何れ此二つの中は外れまじ、先帝釋天といふ時は、帝と天とは  
 支那譯、釋の一字は印度語にして、佛教を守護する天部の名稱なり、之には種々の説明も  
 あれども、長くなれば略し置べし、知んと欲せば更に問へ、是も我國史に載る神名とは、  
 雲泥萬里の相違ありて、少しも國史に關係の神にはあらざ、然るを汝等盲徒が主意書の邪  
 言によれば、丑寅の方に河豚ありて、之を以て人間死生の縁を斷る道具と定め、帝釋天  
 命と授けたまひしとて、十柱神の中に組み込しより見れば、純然たる我國の神なれども、  
 神道の八百萬神の中には、帝釋天といふは決してなき神なり、又佛教に説く帝釋天は、河  
 豚や死生の縁を斷る、道具にては決してなきなり、されば佛教にもなく神道にもなく、汝  
 天理教にのみ此河豚の神あるには、何にか深き子細のあることならん、彼桃青翁の句に、  
 河豚汁や鯛もあるのに無分別、といふ俳句あり實に名吟なり、河豚といふ魚は劇烈なる害  
 毒を含し者なれば、之を食ふ時は動もすれば、否動もせざとも、此毒に中てられて横死す  
 る者少なからず、故に政府にては衛生保護の爲、此魚を鬻ぐを禁せられてありとかや、魚

類も多かるべきに、危険なる河豚を食ふは無分別、外には鯛といふ、美味もあるにと諷刺の句ならん、然るに汝等盲徒は河豚を以、帝釋天命となし、人間の生命を斷の神とせしは、表向き河豚を嚙ひて、人命を横死せしむるは、政府の禁ある故に、間接に病者を祈り、平癒せしむといふ妄言を設けて、帝釋天命を河豚となし、チヤン〜と踊り回るを以て、河豚を食はしむるの代用となし、人命を殘ひ社會に害毒を流すの、邪謀なるに相違なし、此深意ありて河豚は帝釋天なりと、偽りしならん恐るべし、彼れ盲徒等はカ、ル恐るしき巧をなして、社會に害毒を流さんと、企てつゝある者なれば、過誤にも一度彼れ等の毎舌に觸る時は、河豚の毒に中てらるゝ如く、忽ち貴重なる生命財産を奪ひ去るれば、決して近付ぬよふ御用心あるべし、外には鯛にもまさりて、宇宙無比なる佛教といふ美味あるに危険なる、天理教の河豚を食ふは無分別、

又次に助けたまへといふは、上にいふ南無の和訓なれば、直轄神道には甚だクヒ付ぬ辭なり、而して汝等盲徒は南無といわぬといひながら、助けたまへといふは、假令は我母は男子なりといふが如し、我母といふ明かに知る女子なることを、而して女子にはあらぬ男子

子なりと、明かに知る母にあらざることを、之を自語撞着といふ、今汝等盲徒がいふ所は是と同じく、南無とはいはざれども、助け給へといふなりとは、我母は男子なりといふの類なり、而して其助け給へと云も、堂々たる宗教に於てこそ、或は未來の幸福を祈り、或は現世の横難を免れん爲に、神に佛に冥助を祈る時の、眞心を表せし者なり、汝等盲徒が邪信する、〇〇〇〇〇〇邪妄なる十柱神に、病氣を癒すといふの外、敢て未來のことを知らざる、宗教にもあらざるもの、云ことにわらぬ、サルチ得たり顔に教會と公稱し、佛語を盗み來りて、タシケたまへ轉輪王命と、黃ひ聲出して耻ざる有様、見られた者にわらぬ、汝等盲徒助け給への語は、速かに佛教に返却せよ、汝等に入用の品物にわらぬ、若返却することの惜ければ、今の天理の邪穴を出却して後、佛教の助けたまへに、深味あることを聴取せよ、甘露臺といふことも、佛教の盗み物にして、色々怪しきことを爲すよしにて、中々怪物の様子なれども、アマリグダ〜しければ赦し置べし、同時に併せて返却すべし

又御悟りといふは、妖婦ミキの口傳にして、汝等盲徒仲間にては、姦しくいふことそふな

が、夫は止たがよかるふ、なせなれば悟りの悟道のといふことは、到底汝等盲徒の齒にあふ者にあらざればなり、天理教にていふ悟りとやらは、人各々心の異りあり、之を知るを悟りと云どかやきくが、夫は悟りでも小鳥でもなし、人各々面の異なる如く心のかはるは、彼淨瑠璃本にもよくある、姿は生でも心は生ぬとやらいふ如く、親子でさへ異なる者を况や他人をや、此等の事は別段に考へを要せず、世間の現象を見ても知らる、ことにて、小兒もよく承知して居るなれば、悟りでも何でもなく、睡氣ざましにもならぬ戯れ言なり、佛敎にて云悟道とは轉迷開悟といふ事にて、迷を捨て、悟を開くといふことなり、而して迷と悟は表裏のものにて、迷とは何者、悟とは何者といふことは、汝等盲徒に聞すも無駄なれば止めて置べし、之も妖婦ミキが佛敎の説敎でも聞し時、聞カジリて盗し者ならんを、汝等盲徒知す顔して素人を誑さんとし、悟の候のといふも、決して正當の品物にはあらず、彼賊品と一般之を買ふ者も、又罪なしとせざれば、世人必らずカブルこと勿れ、斯の如く責來れば汝等盲徒は、必らず逆尻を搦ふるならんが、之には證據もあり事實も、有て、妖婦ミキは佛敎を信仰せりといふことは、汝等盲徒が口より自白せしもの、即ち觀

世音へ三年三月月参りせりといふにても明かなる證據なり、其妖婦が山伏と共謀して、此邪敎を組立し者なれば、南無といひ、帝釋天といひ居りしことは、藏ふべからざる事實なるに、汝等盲徒は敎祖と崇めながら、恣ひま、に之を削りて、妖婦に背くの行爲をなす、妖婦ミキ若靈わらば、イカニ汝等盲徒を赦し置べき、定めて口より炎火を吐て追ひ來らんに、神明の如くいはれながら、妖婦も死しては魔術を使ふの働きなしと見へたり、其名の正しからずして、其實の正しきものならずとは千古の確言なり、天理敎の名實正しからざることを斯の如し、天理敎の邪妄無稽なる事は、評はせども明らかならざるや、况や佛敎を盗みて國体を傷つけ、國家を蠱するの張本なるをや、彼の徒は變幻出沒詐欺誘拐陰に陽に佛敎の大賊たり、今糺彈することかくの如し、

國體之賊 第五

吾國體の美なるは、萬國未だ曾て其比を見せ、上には萬世不易の皇室を戴き、下には常に忠君愛國の賢臣に富む、宇宙綦布の萬邦にして、我國體の鞏固なるに比肩すべきもの、何れの處にかある、開闢の始より千萬年の後に至り、一系の皇統を奉翼して易らざるも

の、何れの邦にかゝる、時に否泰ありて不良の臣出しこと、なきにあらざんめれども、未だ一人として其志を得し者なし、斯る眞帝國の光威を障蔽せんとするものこそ現はれたり、ソハ何者とかする曰く、天理教會之れなり、先其彼徒の暴言にいばく、

吾天理教會は神道直轄なり、直轄といふは、恐れ多くも、天皇陛下の御親轄あらせたまふ所なれば、吾教會の主意は即ち朝廷の御趣意なり、日本の臣民にして朝旨に違わぬ者は朝敵なり、且當今は信教自由の憲法も、實施せられし時なれば、速に他の佛敎等を棄て、我國固有の國教たる、神道天理教會に改式すべし、

世に邪言邪謀も多けれど、此の如き盲ら蛇に惧ぢざる、暴言を聞たることなし、中に就て天皇陛下の御親轄など、負ふ氣なくも、至尊の御尊稱を、一匹夫の分を忘れて、汝等盲徒が口に汚し奉るとは、よくも其口は曲まざりし、實に裂ざりしこそ、不思議なれ、成程、陛下は我國の元首なれば、萬機を統攝したまふは、云ふまでもなけれど、宗敎は儲置たとへ政事たりとも、御親轄あらせらる、者ならんや、御親轄といふからは汝等盲徒が考へには、天理教會は官省の支配を受けず、恐れ多くも直ちに陛下の御支配、遊ばさ

る、ものといふ事ならん、大道の暴言も多々あらんなれども、かゝる大道中の大道、暴言中の暴言を聞しことなし、余始めて此暴言を聞し時は、餘りの不敬に驚き、思はせも雙手を擧て兩耳を掩ひたり、今汝等盲徒に忠告す、神道を盗むも佛敎を盗むも、ソハマダ學理に關する邊もあるなれば、或は眞箇の際もあらんが、陛下の御尊稱を天理の邪教に汚し奉つるは、イカナル刑にやわいなん、早く削りて重過にとらゐることを避けよ、

汝等盲徒は神道直轄といふが、先神道てふことは如何なることなるやを知れる乎、神道といふは我日本宗廟の神祇、皇室の御祖先を祭祀するの道といふなり、故に古昔は卜部家に於て、神事祭祀の事を司どりしを神道といひしなり、方今にても朝廷に於て元始祭四方拜などを行わせらる、は、皆祭祀の神道を町重にして、皇祖皇宗の御遺勳を尊びたまふ所以なり、因て昔は祭祀は祭祀、宗敎は宗敎と、聊も混亂することなかりしに、中比彼平田篤胤の如き者出で、宛然神道を以一種の宗敎の如く混亂せし者なり、故に其實は政事上の祭祀神道と、宗敎めきたる神道とは、氷炭相容れざるの違ひある者なり、明治十五年一

月廿四日内務省第七號の達を見よ、自今神官は教導職の兼補を廢し、葬儀に關係せざる者

とす、但し當分の内等云々と、達せられたるにても知べし、見よ祭祀神道と宗教神道との別なることを、然るに神道を以て佛耶二教の如く、一種の宗教と爲や否やといふことに就ては近來神職の中にも、其議論二派に分れて喧しく、世間の學者は神道は決して、宗教の性質を具ふるものに非ざと、斷定せる人多きが如し、なせなれば神道を以て宗教とせん乎、天照太神等を始め、天照太神等を宗旨上の本尊とせざるを得ず、若之を宗旨上の本尊なりとせば、其宗旨即ち神道宗を信仰する者こそ、之を尊ぶべけれども、其神道を信仰せざる者、即ち佛耶二宗を信仰する者は、何とて他宗の本尊なる、天照太神を尊信恭敬するものぞ、之れ信教自由なればなり、果して然らば恐れ多くも、今上陛下を他宗の本尊の、御末孫と見做し奉るに至るも、亦勢の止むを得ざる所なり、輓近耶穌教徒の、御尊影に對して不敬を加ふる者、往々輩出するの傾向あり、實に恐懼の至りにあらざや、之を國家の大患とは云なり、之を國体の破壊とは云ふなり、然るに汝等盲徒はイカニ至愚なればとて、イカニ文盲なればとて、神道とは如何なる道なる乎、宗教とは如何なる性質の者なるやをも知らず、狼りに天理教會の主意は、朝廷の御趣意なり、信教自由の憲法も實施せられ云

云など、盲ら滅法界にも程こそあるなり、惡みても憎むべく、懲しても懲すべきは汝等天理教徒なり、若汝等盲徒が思惟する如く、直轄の神道即ち天理教會は純然たる、宗教なりとせば、忽ち我國体を破壊するの邪教なり、信教自由の文字、豈國体を破壊するの具ならんや、汝等盲徒こそ實に國体を破壊するの朝敵なり、而して又誰に習ひて物知り顔に、信教自由などを覺へたる乎、抑又信教自由といふことを知る乎、信教自由とは何宗教に局らず、吾國体の安寧秩序を妨げざる限りに於て、自由たるべしといふことなり、佛教を信ざる者何れの處にか安寧を妨げしど、何れに於てか秩序を紊せしど、汝等盲徒こそ憲法違反の大罪人なり、なせなれば天理教を信せざる者は、朝旨に遵わざる朝敵なりとて、信教自由を束縛するにあらざや、若し天理教を以て一の神道宗旨となす時は大に我國前途の安危に關す、信教自由を濫用する弊、終には他教を信ざる者は、皇祖太神を始め、歴朝の天皇を敬せざるに至るも、敢て之を責むる能はざるに至らん、若之を責むる能はせせば、萬國無比の我國体を破壊する者は、汝天理教の教理なり盲徒なり、之れ實に由々しき大事にあらざや、日本臣民たる者は何宗教を信ざるに拘わらざ、國民擧て皇祖 皇宗を恭



敬遵奉し、國体を不朽に守護るは、我等臣民の大義務なり大本分なり、汝等盲徒につぐ、天理教の趣意は、憲法の違犯者にして國体の讎敵、神道と大反對にして、神道に大害をなすものなりと心得よ、斯る賣國漢が吾日本帝國に生れしとは、彼外人に嗤笑せらるゝのみならず、我國の前途を思へば、深く憂慮に耐へざるなり、

天理教は朝廷の御趣意なれば、陛下も信じたまふ、佛敎は朝廷の趣意に反すとは、憚る所もなき暴逆の過言、讒誣の毒舌なり、汝等盲徒が云所は、天理教を信ざる者は、朝廷の御趣意に遵ふなれば、上もなき忠君愛國者なり、佛敎を信ざる者は、朝廷の御趣意に反すれば、取も直さず朝敵なりと暴言を吐くが、汝天理教の朝廷の御趣意に、反する事は委曲上に辨せ、今佛敎は朝廷の趣意に、反するか反せざるかの證據を示さん、低頭して謹んで承われ、目下 朝廷の佛敎を、保護せらるゝの厚さを見よ、諸宗の管長を扱ふには、勅任の優遇を以てし、教務の得失を査するには、内務大臣之を監督し、名監巨刹を保護せらるゝの深さを見よ、皇室は寄附金を下賜し、政府は保存金を與へて、保護せらるゝの寺院、其數枚舉に違わらず、近く一例を舉れば、本年即ち明治廿六年七月廿六日、内務省

は修繕費として金千五百圓を、西京知恩院へ下賜せられたり、特に禁裏御寺 西京東山泉涌寺は、四條天皇以來御歴代の、御菩提寺なるを以て、靈明殿には御歴代の御尊牌を安置し奉りて、時々御法要怠らせたまわぞ、住職以下には年々御手當金を、下賜せらるゝのみならず、御法要の用途及び其他堂舎修繕の費途は、亦皆宮内省の御支辨なりと聞く、若し汝等盲徒が暴言の如く、佛敎は朝廷の御趣意に反する者ならば、先年泉涌寺の御炎上を、之れ幸ひのこととして、打棄置るべき筈なるに、却て頻りに震標を惱せられ、宮内省に於て之を再建せられしなど、皇室の御歸依の程、思ひ奉るさへに、我等佛敎信者は心無き身にも、感涙に咽ばでやばある、然るに天理教會堂の建築に朝廷より寄附金の恩賜ありしか、政府より永續資の下賜ありしか、吾未だ曾て之を聞か、カ、ルモ猶汝等盲徒は佛敎は朝廷の御趣意に反すれば、朝敵なりといはんとする乎、たとへ汝等に熱張が辯わりて、百千の快舌を揮ふも、辯護の途はなかるべし、見よ佛敎は即ち朝廷の御趣意なり、日本臣民にして朝旨に違わぬ、天理教は朝敵なり、國体を破壊する汝等盲徒は、日本の逆賊なり、且當今は信敎自由の、憲法も實施せられし時なれば、速かに天理の邪教を棄て、我國固

有の佛教に歸すべし、

天理教會に改式せよとは、汝等盲徒は頻りに此事には、熱心なる様子なるが、之には何か爲にすることあるに相違なし、然らざれば手間と暇とを惜まず、義理も耻も措かず、宛も安娼妓の遊治郎に流連を勧めて、曠衣をねだるよりも甚しく強誘をなさんや、推するにイヤ推せども、己れテンツラテンノ命になりて、口糊の途なきより、紙屑買の資本をも、貸人のなきより、改式を勸むるを、奇貨として愚人を欺き、己れが口腹を充すの策ならん、且又一人を欺きて改式せしむれば、教會より幾等か報酬として、金錢を受るとかや、ア、野鄙なる哉、ア、キタナ、汝等盲徒が心術見へ透て明かなり、而して無理無体に己が得方に引張り込ど、鬼の首でも取りし意氣込にて、遂て仕入置たる改式届の文案を示し、強て之に調印せしむるとかや、スルト無智の愚人等は、輕舉にも之を携へて、直ちに香花寺に送るときけり、而して其届書には、大体左の如き文案なりと、

此度朝廷の御趣意に遵ひ神道に改式云云又は天皇陛下の思召に隨ひ自今神葬に改式云云ア、是れ何と謂ことぞ、嗚呼是何等の不敬ぞ、一鎖事の改式届に恐れ多くも、

皇室の

尊稱を濫用し、至尊の御稱號を汚し奉るとは、無禮とも不敬とも云はふよふなき白徒なり、幸ひに其届書を得たる者は、道德者にして篤實の人なればこそよけれ、若も之を以て其不敬無禮を訴ふることあらば、いかんがして此罪を、遁れんとするや危ひ哉、之を聞さへ戰慄の至りなり、總じて汝等盲徒が所爲は、一として國体を破壊せざるものはなければ、此等は尤も其甚しき者なり、神聖なる我皇室に無禮を加へ奉る者は汝等盲徒なり、朝家を弱からしめ國家を損傷するの逆賊は、汝天理教徒なりア、

倫理之賊 第六

倫理を傷殘し道徳を毀損するものは、天理の邪教最も魁となす、其源妖婦ミキの言行を原泉とし、此教を信じて其末を汲の盲徒等之を汨濫せしめ、延て社會に害毒を流すもの渺少ならず、故に今具さに其事歴を擧て糾明せん、妖婦ミキの履歴に云く、

ミキは大和國山邊郡庄屋敷村(今三島村)五番地平民、中山善兵衛へ十三歳にして嫁す、其出生は三島村を距る廿五町南の方、同郡三味田村前川某の女なり、幼少より信佛の志深く、朝夕怠りなく稱名念佛して殊に慈善心厚く、嫁して一男三女を儲く、家計豊かな

らざれば、晝は夫に従ひて家業を勉め、夜は内職に小倉織の鼻緒を造り、僅少の賃錢を得て生計を助く、然るに或時其隣家、安達源左衛門の妻、乳病を患ひ其子照之丞の養育に苦めり、ミキ之を見て感然に思ひ、自身の乳汁の充分なるを幸ひ、彼の照之丞を引寄乳養せり、然るに照之丞不圖、天然痘を感じ病危篤に陥り、殆んど生命も覺束なきに至る、爰にミキ思へらく、此兒吾實子に非ざ、即ち他家の預り子なり、故に若死亡することあらば、彼れば他家の子なるが故に、療養充分ならせして、終に死に至れりとの世評を受んこと口惜ければ、假令吾實子に代ても、此兒を助けんとて、種々醫藥を投ぜるも、更に効驗の見へざるにより、産土神を始め稗田村、及武藏野村の大師に詣で、黒痘瘡の平癒を祈願し、猶二月堂觀世音に歩を運び、大悲の御利益を以て、此兒の病氣全快をなさしめたまふ時は、三年三月の禮參り致さんことを誓ひ、若此兒の定命此度盡るものなれば、吾實子三人の中長男善右衛門は、家督相續の爲に遺し留め、餘りの二子及自分の生命を奪ひ、以て照之丞の壽命をば八十歳まで授與したまへと、七日七夜祈誓しけるに、神佛感應ましゝて、照之丞の重症忽ち平癒すると同時に、ミキの一女子死去

せり、是ミキ三十二歳の時なり、其女子の死する后、ミキ懐胎し月滿て女子を分娩す、其女子三歳にして死亡せり、是ミキが前に照之丞の爲に、吾實子二人の生命を、神佛に捧げて祈誓したるが故に、神佛直に二子の生命を奪はざ、先一女子を死せしめ、而して又之を懐胎出産せしめ、更に亦之を死せしめ、一人をして二度死せしめ、以て二人の數を充しめたまひしは、神佛の恩恵なりと、妖婦ミキの行爲夫れ斯の如し、一として倫理に叶ひしことあるか、道德に順せしものある乎、二月堂の觀世音に歩を運び、三年三月の禮參りを致さんと誓ひ、七日七夜祈誓の曉に、照之丞とやらんが病氣平癒せりと、果して感應ましゝて、平癒せしものとすれば、觀世音は妖婦ミキの丹誠至心なるを納受して、現に利益を與へたまひしなりされば、此空前の御利益を蒙りしミキなれば、一生涯此恩恵を忘れず、彌々信心を凝し、終始一貫信操を完ふしてこそ、人間の道なるべきなり、又照之丞の病氣を祈る時には、平癒の後は尻食ひ觀音と仇をしますが、今一度限り平癒の御利益をば、マサカ祈りもすまじければ、定め生涯志を變せざ、信心怠りませぬと、誓ひしに相違なからん、然るに其後問もなく

ミキの身軀に、十柱神の降下したまひしとて、直ちに神道に乗り替へ、ミキの言行は神の言行なりとて、急に佛壇を毀ち佛像を火にするに至りては、言語同斷禽獸の所業といふべきなり、又觀世音も後に至ればミキは、尻を食わして仇を爲すことを、御存じなく御利益を與へたまひしなれば、此觀世音は餘程、向ふの見への觀世音なり、此向ふの見への程の觀世音が、利益を與へて重病を癒したまひしとは、ドウモ受取れぬ話しなり、夫は措置き爰に人ありて、非常の災厄に遭ひ、進退谷まるの時に及んで、慈善の人に保護を仰ぎ、其恩惠によりて困苦を救はれ、漸く蘇息するを得ての後、忽ち其庇蔭の人に向ひて怨言を發し、毆打致死せしむる如きことあらば、人之を何とかいわん、之を賞して人倫の道を、盡せりと云者ありや否や、世人は唾して其人非人を罵りて、禽獸となすは普通の人情ならんや、妖婦ミキは之と同じく平愈を祈るときは、二人の愛子自分の身命迄も捧げて祈りながら、掌を反して此恩に報ふに、佛像を毀ち火にするの仇を以てせり、夜叉と雖ども三命を避べし、故に惡人の此邪教に加入するや皆之を學んで、忽ち佛像はいふも更なり、祖先の靈脚に至る迄、悉く之を風爐竈の下に燒き、或は溝川に投ずる等、暴逆非道至らざるなし、

か、る不敬不孝の暴行をなすものは、皆妖婦ミキの行爲に起因する者なり、此悖倫悖徳の非行をなすもの、皆邪教を妄信するの結果、一轍に出るを見て知るべし、中に就く祖先の靈牌を水火に投じ、塵芥に棄るが如きは、人倫の道に於て最も大害をなす者にして、國家の典型に於ても、赦すべからざるの惡事なり、吾邦戸々に佛壇を設け、佛像を安置するは、源とて天武天皇の詔勅より出づ、汝等盲徒が妖婦のミキを邪崇して、神壇に置の類にあらざれば、されば佛像を毀ち靈牌を擲つなどの、暴行をなす者は上に溯れば、天武天皇に對して違勅の朝敵なり、下に向ひては現刑法に對して輕罪の犯人なり、ヨシ汝等盲徒は悖愚の餘り、邪教を信するにもせよ、祖先の信仰せし佛像及祖先の靈を標したる、位脚迄も棄却するとは、云はうやうなき大無禮者なり大不孝者なり、祖先の靈牌を棄却するが如きは、テモナク祖先を打擲し、父母の頭上を土足もて蹴ると、同様の所業に非ざや、實に此等は倫理道徳を蹂躪するもの破壊するもの、其備を造りしは妖婦のミキ、之を是なりとして應みざるは、天理教の盲徒、ア、恐るべきは妖婦ミキ、憎むべきは汝等盲徒、又汝等天理教徒は、今上陛下に對し奉りても、違勅の大罪を犯しつ、ある者なり、明治

廿三年十月三十日には、何と詔らせたまひし、我臣民克く忠に克く孝に、億兆心を一にし  
 てと宣ひしを知るか、汝等盲徒の鄙愚に對して、之を語らんは畏こけれども、克く忠に克  
 く孝にと詔らせたまふは、如何なることぞと思ふや、倫理道德の根本は忠と孝となり、其  
 忠と孝とは我國固有の美德なる故に、我國固有の國体なる故に、之を精華なりと宣ひ、爾  
 祖先の遺風を顯揚するに、足らんと宣ひしなり、然るに一朝天理の邪教に、狂醉するに至  
 りては、天武天皇已來情誼の濃やかなりし宗旨を捨て、慾ま、に祖先の信仰迄も左右し、  
 頻りに改式とかいふ事を勸めて、忽ち祖先の遺風を毀却せしむるは、之をしも克く忠に克  
 く孝に、爾祖先の遺風を顯揚せよと、宣ふに符ふと思ふか、されば汝等盲徒こそは、實に  
 天武天皇違勅の罪人のみならず、今上陛下に對して違勅の大罪人なり、我れ其舌を抜  
 き其首を斷却する能わざるを恨む、抑々祖先なる者は子孫の本源にして、祖先は子孫の爲  
 に心力を盡して、子孫の安堵を希圖し、子孫は祖先の遺徳に養成せられて、其恩に酬ゆる  
 は、是天然の感情にして、當然の倫理ならざるや、然るを慘酷にも、先其祖先の位牌を毀却  
 して、其祭りを廢せしむる如きは、不孝の窮極といふべし、儻一人の子女にして、彼天理

の邪教を信ざる者あらん乎、父母之を禁戒するも、必其父母の言に従はず、却て其意父  
 母を以て、十柱神に叛きミキの罪人なりとして、之を憎惡嫌忌するに至るは、之又必然の  
 勢なり、兄弟姉妹の信不も、之に準じて然りとせば、其不孝たるは云迄もなく、一家内の  
 不和を來し、兄弟姉妹の憎忌する隙を生せんは、火を見るよりも明なり、之を國体の精華  
 なりと、詔らせ給ひしに照して、吾國固有の倫理を破壊する者、汝等盲徒を措て誰かわら  
 ん、違勅の大罪人は天理教を、信ざる徒を除て何人かわらん、  
 長男善右衛門の外、餘の二人の生命を奪ひ、以て照之丞の壽命を、八十歳迄授けたまへ、  
 其後二人の子を死せしめりといふに至りては、最も倫理を賊する、行爲の甚しき者なり、  
 然るを汝等盲徒は之を以て、却て非凡の行爲となし、之を以てミキは人間に非ぞ神なりと  
 妄信す、何ぞ道理に暗黒なるの甚しきや、夫れ至親を棄るは人情にあらざるは、古人の金  
 言なるに、之を棄て、顧みざるは、是皆妖婦ミキの名聞を好むよりの所爲なり、故に介抱  
 充分ならせして、死に至りしどの世評を受んことの、口惜しけれといひしにても、眞實照  
 之丞の病氣全快にあらせして、名聞うねべの介抱をなし、譽れを得んがために、人情に背

き一 所爲をなせしは川らかなり、况や我子を殺して他人を助け、譽れを世間に求むる如き、  
 其心術虎狼よりも恐ろしきにあらずや、彼れ妖婦ミキの我子に不慈なる、二人迄も殺せし  
 と云に至りては、人間の爲し得ざることを、彼れは容易になせしなり、既に我子に不慈な  
 り、如何ぞ他人に眞實あらん、凡そ人情の至れる者は、親子の情に如くものなし、親子の  
 親たるや、親將に盡んとして始めて、其親を知るその古語もありて、親子の至情は天  
 然の至愛なるものなり、其至情の充溢せるを、人情の至極とはいふなり、然るに妖婦ミキ  
 は一人ならず、二人までも殺せしとは、豈之を人情と云んや倫理と云んや、妖婦の妖婦た  
 る所以於此乎妖祖様なり虎狼様なり、彼れ盲徒等は此妖婦ミキを、天照太神より有難が  
 り、身財を捧げて崇敬する者なれば、其言行を學んとするは、人情の趣く處勢の止べか  
 らざる者なり、若過ちて一度之を學ぶに至らば、我國敦厚の人情は是より獸心に腐敗し、  
 倫理は是より廢滅に歸せん、至親なる己れが子を後にして、疎遠なる他人の子を慈しむの、  
 風を徒して底止する所なくば、人皆名聞を好むの邪徑に奔り、其弊害救ふべからず、我國  
 の美俗優風趾を絶に至らん、恐るべき妖婦なる哉、

家督相續の爲に長男を残し呉よどは、サテノ妖婦ミキには似合ぬ、得手勝手なる願ひな  
 り、之を納受ましませし神佛も神佛なり、常にいふ如く、神佛は非禮を受けたまわせと云  
 に、妖婦ミキの願ひは、一として悖徳の非理にあらざるはなき中にも、長男を残し呉よど  
 いふ様なる、勝手な願ひは、小供も承知することならざるを、彼れ盲徒等は之をも信じて  
 疑はせ、喋々と人に向ひて説くは、淺間布限りにこそ、先壽命の長短老幼の差線等は、神佛  
 の力にも醫藥の効にも、決して之を如何ともすること能はざる者なり、汝等盲徒が神様な  
 りといふ妖婦ミキさへ、明治廿年四月廿六日に死せりといふにわらせや、見よ顔淵の夭死  
 盜跖の天壽、是皆前世所業の原因によりて然るものなれば、如何なる神力も佛力も、左  
 右の出來ざることなり、之を佛教にては因果の理法といひ、儒教にては天命と云ふ、神道  
 にては惟神といふなり、照之丞の死せざりしは、神佛の利益にもわらせ、妖婦ミキの丹誠  
 にもわらせ、照之丞の壽命の盡ざりし故なり、二人の子の前後に死せりといふも、死する  
 の命數なりしなり、決して照之丞に代りしものにあらず、殊に笑しきは一人の子を、二度  
 死せしめしといふ、壽命の事は團子や餅を捏ね直すよふな、ウマイ譚に行くものでなし、

斯る小供誑しよりも劣りしことをも、得さどらぬは、汝等盲徒が常なれば、怪しむにも足らざ、

總じて妖婦ミキの所爲を聞に、姪猥醜行幾多の多情男子を惱殺し、(ソウデモアロウ、十三歳にて稼せしといへば、餘程マセ者にてありしと見ゆ) 最も悖徳最も狼戾なる、墮胎の慘虐をも憚からざ、其術頗る巧者なりしといふ、若しも妖婦ミキをして、明治の處娘たらしめば、法網にかゝること、幾回なるを知らざるべし、凡そ慘毒の甚しきもの、曰く兵亂なり曰く傳染病なり、皆是れ慘毒は慘毒なりと雖ども、止を得ざるより來る者にして、之を廢倫悖徳とは云わぬなり、墮胎拉殺の如きは、實に慘毒の亦慘毒なるものなり、それすら妖婦ミキは度々なせりといふに至りては、其心早や既に人に非せ鬼なり蛇なり、よくも額に雙角の生へざりし、斯る慘虐無慚の所爲ありし者を、教祖とか神とか信せること奇怪けれ、若も妖婦ミキの言行は神の言行なれば、宜しく墮胎拉殺の所爲を、學ぶべしと云に至らば、人民は滅殺し國力は衰耗せん、一人を失ふも國家の元氣を失ふなり、其害之より甚しき者なし、ア、妖婦ミキは道徳を廢毀するの巨魁、天理教の盲徒は、倫理を滅却するの奸賊、

### 教育之賊 第七

天理教の主義は倫理を滅却するのみならず、教育の普及を妨害するの邪教なり、爰に妖婦ミキの言と、盲徒の愚民を誑惑する、事實の現證とありいはく、  
ミキの歌に曰く、いかほど學問など、いふたどて、見へてなきこと知られまひ、  
彼徒が事實とは、或所に夫婦と一子あり、其婦曾て天理王命を信じ、其夫更に之を信せざ、然るに婦或時乳を病み、乳汁の充分ならざれば、教會に至り教職に就き、乳病の平愈を神に祈らんことを依頼す、教職の曰く貴家の主人は、天理の神を信せらる、や否と、婦曰く妾度々之を勸むるも未だ信せざと、教職の曰く主人は婦よりいへば夫なれども、子よりいへば父なり、父は國音子、といひて乳と同音なり、故に此子の爲に必要なる乳の悪きは、即ち此子の父の悪き故なり是天の理なり、是故に今此子の父が神を信せれば、父の心が善なる故に、又乳も善なるは是又天理なり、爰を以て今乳を善せんとすれば、父を善せざるべからざ、仍て早く父を勸めて神を信せしむれば、乳亦直に平愈すべしと

云り、婦之を聞て成程有理と合點し、家に歸て夫を説き吾子の爲に神を信せよと泣て勸めしといふ、

又或所の説教に、世間に冥加に盡るといふは、是は月日の神の恩を、知らざることをいふなり、其故は冥加の冥(明)の字は、月日を合せたる文字なりといひしとぞ、

汝等盲徒が奉ざる天理の教理といひ、其教理に支配せらる、狂動職といひ、一も道理に叶ひしものなく、一人として文字を知れる者なき故に、其説く所も爲す所も、皆人を愚に誘導するにあらざるものなく、悉く文盲の盲言にあらざるはなきなり、其本は妖婦ミキが言行を以て經典となし、直に神の言行と爲を以て、勢ひ教育の妨害とならざるを得ぞ、妖婦

ミキの人となりは、如何なる者なりしぞ、學識徳望の人に勝りしものありしか、品行正肅婦徳に闕たる所なかりしか、明治維新の前までは、狐を使ひ愚人を瞞着して利を貪り、借に糊口を凌ぎ居し妖婦に非ず、故に其歌と云ひ語といひ、尋常小學一年生の作文にも劣り

しもの、語にもあらず歌にもあらず、畢竟狂人の狂語のみ、實に文盲の妖婦なりしことは評ふべからず、かく文盲にはあなれども、本より妖婦のこと故、邪智邪謀の巧みなること

は、亦尋常人の企て及ぶ所にあらざりしなり、今其妖婦が邪謀を評けば、己れが行爲を以て、其儘之を神なりと信せしめんとするも、夫では己れが平生の行爲を知る者は、如何なる愚蒙の者と雖ども、墮胎拉殺姪亂野合杯の、實況を知るを以て、之を信せざらんを推し、己れが言行を己れと神にし、世人を盲愚にして、欺瞞せんとするの奸策を、逞しくせん謀りごとにて、いか程學問など、いふたどて、てふ邪言を放ちて、社會を愚にし教育の進歩を、妨げんと巧みしものなり、恐ろしき巧みならせや、約言すれば人に學問は教ゆべから

せ、學問を教ゆれば己れが邪教を、信ざるものはなくなる故にといふことなり、故に又愚民を胡魔かすの手段として、邪謀の方略として横着にも、見へてなきこと知られまひと放言せり、誰か妖婦が奸膽に驚かざらん、學問の學の字をも知らせして、此妖言をなす誰か

邪言にあきれざらん、汝妖婦を始め盲徒等は、學問といふは如何なること、思ぞ、學問には種々の學問ありて、目に見へる事を教ゆる學問もあり、目に見へぬ事を知るの學問もありて、哲學、理學、政事、法律、宗教、經濟等、其數五三にあらざるなり、此等のことは

汝等盲徒の、知ることならねば聞すも其益なからん、試に妖婦ミキ及汝等盲徒に問わん、



汝等が弘むる天理の、教理といひ十柱神といひ、皆汝等は目に見ゆるものとするか、見へざる者とするか、決して目に見るべき者に非るべし、况や十柱神は元來なき神なれば、降下したまふ筈はなく、降下したまはねば、目に見ゆるの道理なし、見へぬとは知れまひといひながら、此事をいふは如何にぞや、シカシ妖婦ミキは狐狸と、同類なりし故に之と共謀して、戯れに十柱神の幻影を寫し、汝等盲徒を玩弄せしやは知らざれども、マサカニソナ手際なことも、爲し能ふまじければ、妖婦以外には一人の之を見たる者なかるべし、サレバヤハリ目には見へぬ神なり、然るをいくら學問など、いふても、目に見へぬことは知られまひとは、之皆愚人を魅するの邪謀なり、此邪謀の畏にかゝる者、イカデ學問教育の必要を知らん、若し學問の必要を認めて、智識の啓發を喜ぶに至らば、天理の邪教を信ぜざる者は、根を断ちて一人もなきに至らん、故に妖婦ミキは此邪謀を遂ん爲に、學問不用の邪言をなして、世人を惑にせんと謀むの、遠慮妙算爲鬼神にちかし、實に夜叉妖婦く、彼の明治の毒婦に名高き、夜叉女なの高橋お傳も、北面して妖婦に仕へん、又盲徒等の説教に、乳は父なり冥は明なりとは、如何なる字書にかよれる、字書も多かる

べけれども、斯の如き字義は、宇宙間在來の字書にはなし、之れ何たる盲言ぞや、而して此事を説しは何者が説か、愚夫とか嫗婆とかのいひしとならば、マダシモ怒する邊もわれども、堂々たる教職にして、講義とか訓導とか、管長の教導に耐ゆるを認めて、辭命を下附せし者ならんに、其教導を職とするもの、嘘にも戯れにも口に出すべきことならんや、斯る者を教職に補するとは、管長にも少しは注意ありたきことなり、又汝等盲徒の文盲にも驚きたり、かゝる盲言は、三尺の童子も今日の童子はいわぬなり、此盲ら教をして世に蔓延せしめんか、實に國家の一大害なり、明治文進の旺盛、空前の激戦なるすら、外人の侮慢を脱れず、國民希望の條約改正の如き、常に阻碍ありて未だ好果を得ず、志士の涙を呑んで憤慨する所ならざや、實に一日も忽諸に附すべからざるは教育なり、片時も緩漫に爲すべからざるは學問なり、常に 叡慮を惱したまふも此點にあり、一人の文盲を啓發するも、一國の元氣を増進するなり、一個の事業を起すも、國家の福祉を増殖するに、汝等盲徒は之を妨ぐるのみならず、之れと正反對の盲誘をなす、乳と父との別をも知らま、冥と明との訓義をも辨へざるは、何たる文盲ぞや、然るを汝等盲徒は、世間に向ひて

チメア憶せむ、イト誇り顔にケ様なる、空言を公言して憚からむ、今は僅に其一例を擧し  
 も、渾て汝等盲徒がいふことは、皆此類の盲言のみなり、先年美濃尾張大地震の際にも、  
 天理教を信せざる罰なりといひし如きは、言語に絶たる盲言ならむや、是れ皆妖婦ミキが  
 世人を愚にするを學ぶ汝等盲徒なれば、唯々妖婦の邪毒を培殖して、益々世人を愚に、  
 陥いることをのみ努むる者なり、我今汝等盲徒が愚を憫む故に、學問を一教ゆるでわらふ  
 汝等盲徒が邪信する、天理教をば天理教といふ、文字に書ては甚だ妥當ならざれば、天  
 理の字に、理を狸の字に、教を狂の字に改正すべし、今序でなれば少々講義して聞さふ  
 癡とは癡癡の熟字にて、泣笑常なく癡倒錯亂するをいふ、狸とは狐狸にて人を魁する者  
 狂とは發狂の熟語を用るなり、汝等盲徒が手振師の狂ひ踊る様は、ドウ見ても正氣の沙  
 汰とは見へむ、丸で癡癡人の狂ひ回りて、前後不揃なる事を口走り、ゲラ／＼と笑ひ、ク  
 シ／＼と泣と、分毫も異なることなく、狐狸に魅せられしもの、行爲と同じければ、爾  
 來は天理教と書を止て、癡狸狂と改正すれば、名實相應の適稱となるなり、若も此事が最  
 もと合點が行き、教育の必要なることを感せしならば、追々には癡狸學校でも設けよ、其

時は八文字の狸を教師に聘すべし、若くは狐に代理せしむるも、苦しからむといふ規則を  
 設くべし、

爰にて有志の方々に御頼み申上ます、教育を進めんとすれば、天理教を撲滅せざるべから  
 む、撲滅せんとするには、教育が一番必要であらふと考へます、ソコデ困難なるは、父兄  
 の此教を信じて居る者であります、此邪教を信する程の、愚蒙でありますから中々悔悟致  
 しません、悔悟させなければ、子弟の教育をさらひて學校へやりません、やらんと此等の  
 子弟は成人の後、又愚にするより外はありませぬ、實に天理教を信する父兄は、教育の益  
 害學問の賊で有ますから、宜く國家の爲に、天理教の撲滅を願はしう、あらまはしうぞん  
 じ奉ります、

衛生之賊 第八

生靈の重んぶる所、生命より重きはなく貴きはなし、財産貴しと雖ども權利重しと雖ども  
 皆之に次ものなり、然るに彼れ天理教の、教理として主義として、此貴重なる生命を傷  
 殘すること、言語の及ぶ所にあらむ、先彼れ盲徒が慣例の手段として、煽惑するをみるに

病産の二者ありと見れば、直ちに押しかけ往て、甘言を以て之を誘ひ、誂諛を耻せ之を強ゆ、若聞ざる時は、我此言を用ひせば必ず神の罰を蒙りて、重症に陥り死に至るべしと、威嚇の脅迫をなす、而して其者漸く僅に心を動かすを見れば、夫より夫に或は親戚に因み、或は知己に傳へ、手間と根機之二ツを資本にして、己が黨與に引入せんば措き、彼等盲徒の狡猾なる愚人を説き附るには、平生の愚にも似せ、諄々として倦せ怠らせ、よく勸めよく誘ひ、終に輕症の病者をして、不治の難症に陥らしめ、生命を失ふに至らしむるが常の態なり、先彼徒の口實を舉れば、概ね左の數點に歸す、

一 疾病に罹るも醫藥を服するに及ばせ、只十柱神に祈念すれば足る、二 産婦は腹帯を要せせ、三 臨産に産婆を要せせ、四 白紙一枚の上に安産す、五 産後床に座するに及ばず、直ちに業に就くべし、六 天然痘及其他の傳染病流行するも、神の札を所持すれば毫も感染の恐れなし、七 醫藥を服すれば神の罰あり、八 祈禱するも其効しなきときは、信心足らざ十柱神を疑ひし故なりといふ、

今先始めに神佛に祈るの正理を示し、而して後汝等盲徒がいふ處は、一も正理にあらざりて、悉く偽りの詐謀なることを許くべし、

疾病其他の災害を免る、爲に、神佛の冥助を仰ぐは、勿論よきことなれども、其疾病災害は皆偶然に来るものに非ざ、由て来る所以ありて来るものなれば、其来る所以の理を極めせして、猥りに神佛に祈るも、決して其利益あるものにあらず、例へば朝夕神佛に參詣し、丹誠を凝して信仰をなし、福德利益を祈るも、農民にして耕耘を力めせ、商人にして算勘を怠るときは、神佛と雖も之に福利を與ふる能わぬ、依然として貧賤なること本の如きなり、是其福利を獲らるべき道理を踐せして、一向に神佛に依頼するは、棚より牡丹餅の落來るを待が如く、何つ迄待も決して、落來る道理のなければなり、病人を祈るも亦其如く、其快復を神佛に祈るも、肝心の道理なる醫藥の療養を怠るときは、神佛と雖も此病を如何とも、したまふこと能わぬ、依然として本の病人なり、故に神佛に祈るには、よく道理を踐みて、自身にも精々爲すべきことを力め、然る上にて神佛の加護は請ふべきなり、之を正當なる神佛に祈るの、正理とはいふなり、汝等盲徒よ之を以て又賣すること勿れ、之は吾等が專賣なるぞ、

汝等盲徒は斯る正當の道理は露ばかりも知らず、只何事にも妖婦ミキの教によりて、十柱神にさへ祈れば、一切萬事皆成就するものと心得、愚民を煽惑することを努む、先汝等盲徒がいふ所を詮じ詰れば、十柱神は威力自在、智能圓滿なる上に、おミキ様の加はりをれば、之にさへ祈れば如何なる重病も、之を治すは朝飯前の御茶漬なり、早魃には雨をふらし、霖雨には雨を止め、農民は耕作せざるも、商人は算用をなさざるも、忽ち大福長者となり、學生は學問を勉めせして大學者となり、汝等如き盲徒も智徳を備へて、總理大臣にも進むといふが、天理教の主義なり精神なり、サテ〱結構なる御教へなり、果して御利益のあることなれば、余も一回り信心して、忽ち大金持大學者大智恵者に、なりたき者と思ふが、先之には證據もなくばならぬ、一心一向に踊り居る、汝等盲徒の中には、サリ利益を得し者あるかど見渡せば、汝等天理教徒は悉く大福長者にして、三ツ井鴻の池も跣足で逃出し、汝等盲徒は悉く天下の學者にして、世間の學士も博士も後ろに墜若たらしめ、汝等盲徒は悉く官員にして、政府を持切り、政黨をして内閣を羨しがらすすべきに、いまだサル事ありしを、曾て聞ざるのみならず、天理教會は貧窮民の集合、身代限りの

二三回も受けし無懶者多く、未だ十柱神の恵みによりて、長者鑑に登録せられし者を聞かば、未だ總理大臣は天理教の大信者にして、其利益によりて首相の位置に、進まれしとも聞き、只聞ものは天理教の信者は、天下第一等の愚昧にして、悉く文盲なりといふより外なし、故に愚昧といへば天理教信者、天理教信者といへば愚昧のこと、天理教は愚昧の代へ辭となり居るなり、

中にも病氣を愈し、安産せしむることは、汝等盲徒が御手の内、一番得意とすることなれば、天理教信者だけば、一人の病人もなく、天死もせせ難産もなき筈なるに、彼ヂヤン〱踊りの眞最中に、暎眩して卒倒せしとか、喧囂に得耐へせして終に暴死せしとか、一生懸命太鼓をた、さつ、其杖を持乍ら、中風の發せしとか聞けり、否慥に目撃せし事實なり、是天理教に酷なるにも誣るにも非ぞ、實際に付ての勘定なり、之には少しも違算はなし惑ふ事勿れ、

汝等盲徒が唯一の奇貨として、危機常に乗る者は、此病産の二者に外ならず、聊かにて其隙を得る時は、直ちに其間に髪を容れて魔魅了らんとす、籠絡の手段瞞着の術、皆

此機に乗じて生擒ものなり、先汝等盲徒が強勸の語を擧れば、一たび天理教會に加盟する時は、一切の事十柱神の冥護を蒙る故に、心の儘ならざるはなけれども、中に於ても重病を平癒せしむると、難産を安く分娩せしむるとは、實に手品遣ひの棒を呑み劍を嚙み、之を殺して滿身血に染しめ、忽ちに之を活して謳歌せしむるよりも、一段勝れる手際にして、起死回生の神益著し、先試に之を信じ、我等をして一踊り踊らしめよ、謝儀は要せせ入費はか、らず、サルカハリ醫藥は一切之を禁せよ、之亦藥價を省くの良策、實に一舉兩得益ありて損なし、決して疑ふ勿れといふが、汝等盲徒が愚蒙を罔するの、三略なり六韜なり、而して又此險辯に陥る者は、皆彼の熊鷹にして、股を裂を知らざる吝夫なり慳婦なりにして、藥價を要せざるを第一の便法となし、先一踊を汝等に托するに至りては、最早汝等盲徒は膏盲に侵入して、奪おんば飽ざるなり、而して積衰の病者心経質の孕婦は、拍子木摺鉦太鼓三味線等の煩囂に耐へせ、之れが爲に逆上して腦充血を起し、直ちに卒倒死に致さしむるに至れば、之れ信心の足らぬ故なり、十柱神を疑ひし罰なりとす、此信心の足らぬして、十柱神を疑ひし故なりといふは、汝等盲徒が遁辭の金城鉄壁と恃む、堅壘

なり重欄なれば、今爰に微塵になすべし、今先汝等盲徒に問わん、爰に一人の渴者あり、飢者ありと假定せよ、此渴者を治し飢者を救ふと、重病難産の者を平癒快産せしむるとは、孰與が易く孰與が難き、汝等盲徒必老答て云ん、三尺の童子と雖ども之が難易を知る、渴者には水を與へ、飢者には食を給すれば、直ちに之を治するを得、重病難産豈之と同一ならんや、カバカリの事を堂々たる我等教徒に問ふとは、失敬千萬なりと怒るであらふ、然らんく實に然らん、果して然らば又重ねて問わん、三尺の童子も之を知る、イカにも飢渴を愈すは水食の易きなり、重病難産は實に危篤なり危険なり、之を愈すは大困難なり、然るに汝等盲徒は十柱神の威力と、妖婦ミキの冥助によりて、甚だ難き重病難産を、輕快ならしむる力ありと云は、甚だ易き飢渴の困難き時には、十柱神を拜し妖婦ミキに祈念をなせば、直ちに飢渴の苦みを免るべきは理の當然なり、ソハ十柱神の力にも、おミキ様の腕にも能わぬ、飢渴を愈すは水食の力に頼るの外なしと云は、易き飢渴をさへ愈す能はざるもの、難き重病難産を輕快ならしむるといふは、偽妄の甚しき者なりといふも、之亦當然の理なり、飢渴を愈すもの水食の

力の外、宇宙間に在る事なし、病産を療する者醫藥の功能の外、盡天盡地之れあることなきなり、畢竟汝等盲徒がいふ所は、重き病氣や難産は、十柱神の力と妖婦ミキの助によりて、輕快ならしむることは、手品遣ひの如く、不思議の妙用はあれども、至て易く甚だ輕き飢渴は、十柱神も妖婦ミキも力に及ばずと、いふ事になるなり、豈か、る顛倒なる道理あらんや、夫然り軽く易きことさへ爲す能はざるもの、重く難き事は爲し得べしとは、何たる寐語ぞ、斯る大膽不敵なる言辭を放ちて、意氣得々たるは驚き入たる次第なり、去ては十柱神も又聞へませぬ、甚だ易き事は出來ざるも、仕惡ひ事なら何でもござれとは、チヤウド假名文字は一も知らぬが、難字ならば讀得べし、泰山は挾むが枝は折れじと、云と聞く、チト不出來では有ませんか、サアドウシヤ、汝等盲徒一カ程頭を痛しむるも、ジダン駄踏も、百千年かゝるも、之に答る辭有や、之が辯解をなす事は、決して出來ぬなり、去ば天理教の總体に於て、邪妄なること、病氣を愈すといふの偽りなることは、瞭々顯れたる、之でも汝等盲徒はマダ強情にも、天理教には不思議の威力ありといは、本年の如き大旱魃で、農民の疾苦するを餘所に見做さず、ナゼ雲霓を起して、五日一風十日一雨の、活劇を演せざるぞ、汝等盲徒よ早く悔悟して我許に來れ、ホントウの事を教てやらふ程に、

信心の足らぬ故なり、疑ひし故なりとは、汝等盲徒が常に愚民を欺き失策せし時の、正宗の名劔とすなるが、是又汝等盲徒に問ことあり、汝等盲徒仲間にて、先輩と賞ばれ教師と仰がれて、爰の病者彼この産婦と踊り回り、彼處の産婦を快産せしめ、此處の長病を癒せしと、常々誇り居るもの、其者が時としては大病にかゝり、或は其家内に産死せしなども、澤山目撃せり、又は流行目を思ふ者ありて、其家に至り踊り狂ひし曉に、己れも眼病に傳染して、這々の有様にて逃げ還り、近所や隣家へ耻かしさに、密かに室内に隠れ居し者も近頃見受けたり、此等の者は晝夜を分たせ十柱神に仕へて、實に十柱神の忠臣、ミキの愛子なる者なれば、決して斯る災厄に、罹る筈はなかるべきに、此等の者にも災厄の免れざるは如何なることぞ、斯く云は、汝等盲徒は又必ず云はん、ソハヤハリ信心の足らぬして疑ひし者なりと、ドッコイソウハ遊ばぬぞ、天理教の爲には、祖元傳來の財産を投ち、家屋迄も賣却して十柱神に捧げ、嚴寒に凍を破て垢離を取なと、身命をも捨棄まじき行爲を

なす者をも、之を目して猶信心足らざ、疑ひしと云は、汝等盲徒仲間ではいかなる者を、信心に不足なしといふにや、最早や此上には信心の仕様はなし、斯る者さへ災厄を免れず、況や其他の者は皆信心の足らぬ者のみなれば、如何ぞ重病難産を、救ふことの成るべき、されば汝等盲徒が折角、正宗の名劔と頼む云ひ抜の、何事も皆信心にヌスクリ付る時は、天理教の信者は一人も其利益を得る者、なしといふ事になるなり、貴重なる生命財産を擧てさへ病氣もすれば難産もするとせば、其他の財産も減さず、生命も捧げざる者は、曾て利益のわらふ理由なければなり、かく詮じ来れば、天理教を信仰する者は、信心の有無多少に拘はらざ、一人も其利益を得るの道理なしといふが、即ち天理教利益有無の正解釋なり、汝等盲徒諍わんとすることなかれ、爰に一の事實を擧て證明すべし、或處に熱心の信者ありて、教會堂とか狂怪所とかを、新築せんとて其發起人となり、數百圓の篤志金を集めて、既に明日は其石突をなさんとするの、前夜迄は何事もなかりしに、翌朝に至り俄然吐血して頓死せし者あり、此等の者は實に信仰の熱中者なり、汝等盲徒たとへ百舌鳥を學ぶも、信心の足らぬ者ども、疑ひし者ともいはれまじ、然るに斯く頓死せし者をさへ、

汝等盲徒はマダ蘇生せしむるとて、數名寄集りて狂ひ踊れりと聞り、此等は實際の事にして、猶此他にも之に類する者其數を知らざ、之にても猶汝等盲徒は、信心の足ぬ故に吐血して、頓死せしなりと、云ひ抜んと欲するか、止めよ、信心のたらぬといふ云ひ抜は、進退に遑るの途はなし、

先是迄は汝等盲徒がいふまゝに、其言に就て解釋をなせしが、之よりは十柱神の利益の有無に付、正當なる判談を下して、汝等盲徒が誑惑の毒舌を抜き去べし、十柱神に對しては、たとへ財産を擲つも、生命を犠牲に供するも、皆入損にして決して、利益杯のあるべき者に非ざ、何故なれば、上にも委しくいへりしかども、十柱神といふものは、元來空中の樓閣にして、妖婦ミキが妄想より、有もせぬ者を十柱神とか、天輪土とか稱へ出せし者なれば、恰も天狗や幽霊の如く、決して其神のあるにあらざればなり、其無き十柱神に、イクラ身命財産を捧げしとて、利益のわらふ筈はなし、トブに投げ込ど同じく、其利益の無が證據なり、徒らに貴重の身財を擲棄して、其結果は己れ溝壑に餓死するか、路頭に彷徨して、人の哀みを乞ふの外に、十柱神の利益はなし、シカシ汝等盲徒は、かゝる不幸に陥

るを、却て神の御利益なりと、悦ぶかは知ざれども、サル道理は廣き天地の、間にはなきことなり、之が即ち天理教の利益の、有無を解するの定義とは云なり、屢々いふ如く汝等盲徒は、皆聾盲の白痴なれば、論すも其効なく、教ゆるも其益はなく、徒勞なるべけれども、神佛に對して幸福を祈り、攘災を願ふは、最も人心を感化するの良法、美事善行なるこはいふ迄もなく、至極結構なることなれども、之には原因結果の法ありて、是因ありて是果あり、皆業感といふことの、然らしむる所にして、幸不幸共に偶然に、來る者にあらざれば、神佛の力と雖ども、此己れが業によりて感ずる者は、如何ともしたまふ事能はず、夫故にこそ善人にして不幸なるあり、惡人にして幸ひを得る者もあり、祈りても死する者もあれば、祈らざる者にして病ざる者もあり之を因果の眞理といふ、此眞理こそは宇宙の眞理にして、眞理中の眞理なれば、如何なる學者も識者も之に向ふて、眞理にわらむと意存をいふ者はなし、否出來ざるなり、此理を知らざれば、大ひなる間違を生むることあり、其故は若し神佛に祈りて、信心丹誠を凝すも其利益を得ず、却て不時の災厄に出遭ことあれば、其神佛を恨むなとの、亦得違ひを生むることあり、然るに此因果の道理を心

得居れば、サル誤りはなきなり、汝等盲徒に簡様なる正理を説くも、聾啞に聞すと同一ならんは、始より承知し居れども、婆心のあまり一言さかしをくくなり、天理教は尤も臨産に妙なりと、誇るとかや開けり、之れば或は妙ならん、彼妖婦ミキは若きより品行修まらば、野合醜行度々墮胎もなして、其術を實地の經驗に得て、産婆には巧手なりしといへば、十柱神の力よりは妖婦ミキの産婆の力、却て勝れること疑ひなし、されども妖婦に祈りて、安産するとは跡方もなき大嘘なり、妖婦ミキを地下に起して、産婆たらしむるより外に其術はなし、然るに妖婦は既に死亡せしなれば、最早今日は其用にあらず、産には刻ならんといひしは、此ことなり決して祈りたりとて、妙も不思議もなきことば、地球大の捺印して、之を保證し置なり、又紙一枚の上に安産せしむるといふは、勿論紙の大小にも種々あれば、或は八疊も敷る澁紙ならんには、随分安産する者は安産し、難産なる者は難産も出來るべけれども、汝等盲徒がいふ一枚とは、定めて半紙か美濃紙の、一枚ならんれば、此上にて出産することは、鼠もチト覺束なし、總じて十柱神の力により、妖婦ミキに頼みて安産するとは、影も形も



もなき、大螺なれば、祈るも益なく、祈らざるも損なきこと、上に準じて知るべし、中にも腹帯を要せざれば、之れ攝生上胎兒に、大害あることなり、腹帯の緩急によりてさへ、臨産に大影響をなすとかや、此等の事は醫師にも専門家ありて、産婆でさへも試験の上ならでは、之を爲すを許されざるに、汝等盲徒は腹帯を用るに、及ばずなど、盲言して、衛生に大害をなし、國家の禁を犯しつ、有る者なり、警官宜しく譴責して可なり、其他床に座するに及ばず、直ちに業に就なご、は、尤も産婦の攝養に、大害ある者なり、産後は殊に血脈の循環に、劇變をなすものなれば、此際誤りて其方を失まつ時は、生涯不具癡疾となる者、世間に少なからせ努め、天理の邪言に感はされそ、それ國家の強弱は、國民健康の如何にあり、國民の健康は母胎の攝生の如何にあり、實に重大のことなり、一孕婦の天理教を信ずるものあれば、一胎兒の健康に關す、國家の爲め、之を排斥せざるを得せ、况や其他の衛生に大害を及ぼすをや、

斯く叱吒し來れば、汝等盲徒は又遁辭を構へていふ、醫師を要せざればは、藥を服するを禁じたることはなし、藥も服すべし、醫師も要すべし、其上にて十柱神を信仰し、御

利益を得よとこを勸むめりと、ア、此言は正當なり、此所爲は正行なり、誰か之を是ならせといふ者あらん、汝等盲徒にも似せ、誰れに習ひて此正言を覺へしぞ、然れども是は正教を、奉ずるもの、いふ事にて、天理の邪教を妄信する、汝等盲徒の決していふことには非ぞ、之れ皆羊頭を懸て、狗肉を齧ぐの、邪謀なり邪計なり、十柱神といふは、決して存在の神にあらざれば、之を祈るも、其利益などの、毫もあるべき謂れなきことは、上に委しく辨ざるが如し、而して汝等盲徒は、其口にするると其實際とは、イツデモ黑白雲泥の、所業をなすが常狀なり、若し志士より詰責を受けることあれば、タトへ其場に於て、妖の皮を剥る、をも措はせ、馬尾牛頭の遁辭をなして、追鳥狩の雉と一般、頭を隠して尾の顯はる、位は、鍛ひにきたひたる鐵血皮の、汝等盲徒なれば耻ども何とも思はぬが、天理教秘密の口傳と見へたり、故に其實際の内幕に就て見れば、醫藥は堅く禁じて服せしめせ、只ガヤン、ガチャ、の氣違踊と、腐れ水の外、他を用ることを許さるは、確實なる事實にして、醫藥を服するは神を疑ふなり、信心の足らぬ故なれば、今より藥を廢めて、一心に十柱神を信せよと強勸をなすが、大本色なり大本心なり、然るを人並の積りになりて人前ばか

り、神にも祈り薬も服せよといふなりとは、よくもゲニ眞赤なる、嘘を吐しものなり、今汝等盲徒を字して百舌鳥といふべし、

又汝等盲徒は常に、天理王命をさへ信ぜれば、其他は渾て 皇祖太神を始め、土地の土産神をも、敬拜するに及ばせどなす、其底意を探れば、天照太神や土産神は、トテモ病氣等を愈すの力はなし、其力のあるは、十柱神と妖婦ミキに限るといふが、汝等盲徒の奥の院なり、ア、大膽なり妖魔なり、皇祖太神は我國の宗廟、上 至尊より、下萬民に至る迄、之を敬せざる者なし、之を敬せざる者は、耶穌教の徒と、汝等天理教徒とのみなり、無禮極まれりと云べし、土産神は土地人民の爲には、己れが祖神とし祖先として、厚く之を祭祀するは、敬神の至れる者にして、忠愛孝親の美風なり良俗なり、然るを汝等盲徒は唯天理王命をさへ、信ぜれば足れりとして、他を拜せしめせ、之を責れば、他神を拜するを嫌ひながら、サハいはせ、醫藥を禁じながら、サル事なしと胡魔かせども、實際現證のある事にして偽言なることは、世人の慥かに見認居る所なり、且天理教が衛生を戕ふことは、之のみに止まらざ、如何なる傳染病流行の時と雖ども、神の札一枚を所持すれば、少しも感染の恐れなしと云が如きは、萬一にも虎列刺病の如き、劇烈なる傳染病の、侵入する時に於て、汝等盲徒が誘惑するに任せなば、我同胞を牛車に乗せて、鬼籍に送るの慘劇を演ずるに至らん、夏猶寒毛慄慄を覺ふ、此時に於ても汝等盲徒は定めて、一枚の札を所持すれば、恐れなしとして己れ先感染し、慘毒を流すの黴菌性となり、傳染病の製造人となるならん、實に國家衛生の大讎敵なり大逆賊なり、

### 經濟之賊 第九

天理教が國家經濟に、一大衰耗の原因を醸すは、容易ならぬことなり、一たび此邪教に心酔するに至りては、一家を擧て蕩盡するも恨みとせせ、猶其及ばざるを悔ゆるもの、如し是皆妖婦ミキが、妖術の魔酔薬と、天理教の狂熱劑とが、經濟を擾亂するの瞑眩質なる故なり、先其配劑を分析すれば、

天理教を信する者は、一旦は貧窮に迫り、一時は困乏に陥るも、頓て神の授くる幸福ありて還り來る時は、其幾倍なるを知らせ、又作物の肥料の如は、糠と灰と土と各三合宛調合して、田畑に散布すれば、肥料一駄の

代用をなして、充分の收獲ありと、

又ミキの歌に 十ど今年は肥をかす、充分物をつくりどり、

汝等天理教の盲徒は、妖婦ミキの仰せを守り、彼八個の塵埃の中に、慾を捨てよといふ教に

よりて、我家を破産し珍財を消糜するは恨み所でなく、誠に有難きこと、心得る様子なる

が、是は大きに丁簡違ひなり、間違も軽重大小種々の別もあれども、斯る間違は間違中の

大間違なり、ソハ先兎も角も、汝等盲徒も表べには、天理の邪教を信じてより慾は少しも

ゴザリマセヌと、口には奇麗に云ひ居れども、マンザラ神功皇后や、武内宿禰や、大黒天

の算盤を持れし、小さな紙片を見れば、イヤナこともあるまい、シカシ汝等盲徒は之を見

ても、塵紙よりも穢く、むさくるしう、思ふかは知ねども、普通の感覚を有し、火は熱さ

者、水は冷や加なる者と、知る程の者には、決して之を見て、イヤガル者はなき筈なり、

ドウジヤ汝等盲徒は、ヤハリイヤト、頭りを横にふるか、ヨシ否にもせよ、汝等盲徒が所

有の、田畑や家宅其他の財産は、何れより貰ひ受しか、但しは買取しかは知らねども、大

方は祖先よりの譲り物らしいが、譲り物とすれば、其祖先が田畑家宅を、汝等子孫に残す

が爲には、ドノ位な苦勞をなして、求められしと思ふぞ、朝も星を戴きて出で、暮も月影

を踏で、汗を搾り膏を滴らされし、祖先が血涙の賜物なるぞや、夫をば汝等盲徒は何とも

思はせ、皆おミキ迄のに入わけて、果はテントルテノ命になりては、祖先へ對して濟ぬで

はなひか、丁ど世間の遊蕩息子が、父母の勞苦で積み蓄へし財産をば、湯水の如く酒と色

とに遣ひ果して、親の意見も友達の忠告も用ひせ、終に婦婦の涙に、土藏の屋根を朽らし

、雨を洩した曉には、世間の人には笑はれ、親類縁者には見放され、タヨル處なきより、

並木の下でノタリ死するものが、随分世間にあることジャガ、汝等盲徒が天理教のおミキ

どのに思ひ込で、後には身代限りの、處分を受くるも、此遊治郎と同じ様な者なり、今一

段汝等盲徒の爲に、解り易くいひ聞すべし、其遊治郎の棒にも杭にもか、らぬ者とは、汝

等盲徒の天理教の毒酒に酔ふて、前後夢中に踊り散して狂ひ居る者なり、親の意見や友達

の忠告とは、新聞や雑誌や演説にて、天理教は邪教なり、近付ば爲にならぬぞ、腐れ水を

呑ば骨まで魔酔するぞと、ヤカマシク教ゆる如し、姪婦の涙に土藏の朽るとは、妖婦ミキ

ニ誑されて、教祖様が仰せなり欲を捨つべし、教會堂の新築には、成丈たんと獻納すべし

本部へは義納すべし、月掛は怠たるなど歎ひかれて、祖先傳來の財産を耗盡して、家も土藏も朽敗すると同じことなり、親類にも縁者にも見放されとは、村内の交際にも遮絶せられ、世間にては發狂なり白痴なりと、遊治郎を笑ふと同じことに笑ひ居なり、汝等盲徒もうか／＼すると、倒り死にするに至るぞや、一日も早く今いふことを聞て、目を醒してはドウシヤ、悪ひ事はいわぬ程に、今一汝等盲徒に天理教に誑されたら、ドウシテモ財産を、棄ねばならぬといふ理由を開すべし、誰んで聞がよい、彼八の塵の中に慾を捨よといふは、慾はわしきもの故に、拂ひたまへと拂ひすつるなり、之は妖婦ミキの發明にして、中々深き謀のあることなり、其謀みとは汝等盲徒に、充分此事を有難がらせて置て、而して一方よりは、ヤレ會堂の建築、ソレ教會の入費と、少しく財産のある者には、遠慮も會釋もなく、ドシ／＼徴集するの謀略なり、若此時に當りて不の字といふ時は、忽ち彼慾をば拂ひたまへに衝突する故、イヤチ、なしに、命のまに／＼醜出せざるを得ず、其まに／＼醜出する時は、一家の財産を擧て是に投ざるも、猶飽足らざらんとす、少しにても是を拒めば、定めて信心足らぬなり、神の罰ありと嘯すであらふ、シテ見れば天理教を信せれば

是非とも、貧乏せねばならぬ算用なり、されば一家の財産に傷つけざれば、天理教を信じ乍ら天理教の罪人にして、慾を拂はぬ者といふ、天理教の御氣にいりて慾を拂へば、自然と破産せねばならぬなり、ドチテにしても天理教を信すれば、財産は棄ねばならぬ道理となる、故に天理教の名稱は、破産教といふに同じく、後來は天理教の名は、破産の代名詞とならんこと、今より豫言し置なり、

チト諄ひけれども爰に一ツの事實あれば聞すべし、余が隣家に一人の姪婦があるが、何しろ姪婦の事にしわれば、婦徳第一の節操といふ者なく本より不貞なれば、正直にして實意ある、沈毅にして智識ある、風采優美なる良夫の目を掠めて、イツシカ姦夫と通せしが、此奸夫は不實陰險詐欺誑惑、惡事に於ては抜目もなき白徒なるに、此奸夫に精神を奪はれ、生命も財産も惜からずなりて、己れの頭の飾り手道具は勿論、終には良夫の財産迄も、イツノ程にか盗み出して、奸夫に入わけしが、後には良夫には去られ、奸夫にも又捨られし者があるが、汝等盲徒は此姪婦を何と思ふぞ、定めて此姪婦は憎き奴なりと思ふらんが、汝等盲徒も此姪婦と親類にてはなきか、ナゼトイヤ、此姪婦は他の奸夫と一月通せし後は

實意ある愛情の深き良夫よりは、不實陰險なる奸夫に精神を、奪はれ、ウツ、を扱せし故に、生命も財産も入上ても、猶慊たらせ思ひしなり、汝等盲徒も夫と同じく、眞理の眞理たる神聖の神聖たる、福采優美なる、祖先より厚く信仰せし佛教を棄て、其徳洪大其威赫々たる、正直にして實意ある、祖先の深く敬せし神明を拜せず、祖先の慈蔭を忘れて、邪妄なる愚昧なる不實陰險なる、天理教に精神を奪はれ、ウツ、を扱して、破産しても猶目を覺す、世間からは憎れても謗れても、一向頓着せず天秤棒の命に、惚きつて居るとは、餘りとしても淺間布次第ならせや、少しは沈思熟考して、姪婦を見習わせ、心を入替てはドウジヤ、

天理の破産教を妄信する者は、大槩身代限りの處分を受るに至るか、親戚に貧乏仕方を持出すか、之は汝等盲徒も目前に見て居ることなれば否と云われまじ、スルト彼夫れ今は破産するも末に至れば、倍増も倍増も倍々増して、戻ると悦び居るは、之は糠、悦といふて、夢に金を拾ふて悦と同様、決してソナ甘ひチヨボ一はなし、或處に二人の男が喧嘩をして居る故何とぞと、巡查が來りて諍ると、金をば澤山拾ひし故、只今分配の多寡を

争ふなりといふ、然らば其拾ひし金は、何くに有やと問へば、いまだ金を拾ひしに非せ、若しも將來拾ひし時の、用意の手廻しに、今分配の喧嘩を、致し居り候と答へしとなん、誠に馬鹿げた咄しなれども、汝等盲徒が末に倍増して戻り、大長者にもなると悦び居るは、此喧嘩せし男よりも、遙かに劣りし考へなり、此咄しは、落す者も適にはあれば、或は又拾ふ事もあらんか、汝等盲徒が不生産に消せしは、之よりも幾層の危き話にして、天を仰で口を開き、牡丹餅の落來るを待が如し、豈此理あらんや、且又倍増して戻り來り、大福長者になるとはキツイ、慾の深き咄しなり、夫でも慾を、拂ひたまへといふに相應するか、ドウジヤ云ひ譯はあるまい、

渾て汝等盲徒が財産を消糜するは、常に不生産のことにはホリ込故に、十錢を費せば十錢丈、トブへホリ込ど同じ理にして、日本の大切なる金を減らす故に、斯くヤカマシク言ひ聞すなり、一人貧乏すれば、一人丈日本の貧乏なり、一村貧窮に陥れば、一村丈日本の弱みなり、段々擴がりて、日本が弱くなれば、四千萬といふ大勢の同胞が、難義せねばならぬなり、此難義をさすは誰が咎ぞといへば、汝等天理教の盲徒なり、サスレバ汝等盲徒は

實に日本を弱くするの盲徒なり、嚴しき退治征伐にわねぬ中早く悔悟せよ、  
 又糠と灰と土と三合ツ、調合して、田畑に散布すれば、作物は上出来にて毎年豊作が續く  
 といふは、如何にも是は經濟上大利益ありて、鮮や油粕の高價なる代價も入らざ、濡手で  
 粟の攫み取、甘ひ事の此上なしなれば、誰しも一生懸命に、天理王命を拜みたひが、中々  
 ソンナ甘ひことは此世にはあるまい、若もありといふなれば論より證據、之を實地に施し  
 てみよ、枯るかば知らぬが、育立氣遣ひのなきは保險附受合なり、シカシ此まじなひは、  
 汝等盲徒仲間にはさくかは知らぬぞ、汝等盲徒でも同じ、我々の櫻む日本の内なれば、ソ  
 レコソ汝等がいふ天理として、左様なことはなきなり、汝等盲徒の愚昧なることは、舉て  
 野蠻の隊長共なれば、珍らしきことにもなれども、之れ位の道理は解りそふなものなり、  
 若し汝等盲徒に十錢が多ひか、壹圓が多ひかと問はひ、イクラ汝等盲徒でも、十錢は少な  
 く壹圓は多ひと答るならん、然れども若し之を妖婦ミキが、十錢は多く壹圓は少なしとい  
 ひしならば、汝等盲徒は低頭再拜拍手して、教祖おミキ様の御辭なれば、定めて壹圓は十  
 錢よりも少なしと、有難く首肯することならん、怒るなよ怒るには及ばん、現在其證據わ

り、妖婦ミキがいひしことを見よ、下と今余がいひしと、同じことをいへり云く、  
 十とことしはこへをかぞ、じうぶんものをつくりどり、

といひしを見よ、馬を指て鹿といひし如き類にあらざ、それすら汝等盲徒は少しも疑はず、  
 信じて金玉と守り居るにあらざや、箇様な馬鹿げた事は汝等盲徒仲間、のみのこと、して  
 置ば置もの、實に我日本の大不利となること故、黙ては居られぬなり、夫なればこそ別  
 に農科大學といふありて、他の高尚なる學問と同様、博士もあり學士もある譯なり、若し  
 妖婦の云ふ如く、肥料も施さざして秋實を望むは、宛も嬰兒に乳を與へて、成長すと  
 いふが如く、決して收穫を得る能わざるなり、一年の收穫を歉凶ならしむれば、夫こそ不  
 生産的の不經濟をなす者にして、取戻しの付ぬことならずや、之皆妖婦ミキの肥置せして、  
 充分物を作り取といひ流せし害毒を、汝等盲徒は撒布して、日本を蠶食するものなり、  
 ア、國家經濟に大害毒を、製造せし者は妖婦ミキの妖術、之が偽りの効能を列べて、愚民  
 を欺くの妖店は天理教會所、之を實行して上は國家の經濟を攪亂し、下は一家の倒産を醸  
 造して、父母兄弟姉妹を、路傍に泣しむる者は、天理教を信ずるの盲徒なり、夫斯の如し

國家の經濟に影影を來し、一家の産業をして、不生産の慘況に陥らしむる者は天理教なり、豈經濟の大賊にわらずや、

### 風俗之賊 第十

天理教の風俗を壞亂すること、妓樓密窩の比に非ざ、妖婦ミキが作なる神樂歌とか云を謳ひ、男女混淆して手振踊をなす様、其醜陋實に名狀すべからざ、其歌を見れば如何程耐忍の強き人にも、嘔吐せざるはなからん、之を以て一部の經典となし、崇重する者なるが一見すれば直に彼れ盲徒等がいかにばかり、頑迷無智なるかを、容易に知るを得べし、夫を今爰に擧るも煩はしく且汚らばし、尤も出版印刷の者なれば、其年月出所のみを記し置べし其惡號を 〇〇〇〇〇〇〇、一冊の者にして平假名のみにて書たるものなり、之は教祖ミキの著作にして、一ツツ、十二下りの歌なり、此書の奥に、明治二十一年十月三十一日印刷、著者故奈良縣平民中山美文、相續人中山新治郎、神道直轄天理教會所本部藏版とあり  
前來屢述たるが如く、此みかぐら歌といふは、語にもわらざ句にも非ざ、歌とも詞とも

實に名け様の、なきものなるが中には、こひしかろとか、よふきになりてこひ、とかいふ語もありて、みだらなることいふばかりなく、鄙野醜猥言語に絶たる者なり、彼れ盲徒は此歌を誦ひて、踊ることなるが、先迷徒信者數名は、一所に集合し、太鼓三味線琴胡弓横笛摺鉦拍子木等を打鳴し、各々聲を揃へて、みかぐら歌を誦ひ、日の丸の扇を持て怪しき手振をなし、之を御手振踊といふ、其様宛も乳兒の、アタテンくにも劣りて、其見苦しき事いはんかたなし、彼遊治郎の妓樓に流連して、校書遊妓の情歌に戯むれ、身心を忘却するの勝れるに如ざるなり、何ぞ淫蕩の太甚しきや、之を云んとするも嘔吐を催すなり、之を見る度に、耳を覆ひ目を閉て避んとし、猶足の遅さを恨む、之足の遅にはあらねど、心の厭惡に耐ざればなり、されども嘘にもせよ、神樂といへば之は許すとしても、許すに許し難きは、若き男女の欠隙を撥る、媒介となる事之れなり、其弊害の著しきは人皆是を知る、教育もあり知識もある者すら、男女情欲の盛なる時は、之を制すること難きが故に、高等の教育を受ける女學生すら、世間に醜聞を流す事は、儘あることなり、况や天理教を信する程の者にしては、曾て教育などある者は絶てなく、普通の智腦をさへ具し者は、稀

にも見ること難ければ、浮薄男子の集合なり、輕佻婦女の遊會なり、晝となく夜となく、相交りて亂舞狂踏する様、其醜其褻醉人の如く狼藉たり、淫奔の媒介にあらざれば、必野合の楷梯なり、相ひ牽て魔窟に墮落する者、豈惟むにたらんや、苟しくも神前に額つき、神樂を奏すといふなるに、若き男女の入り亂れて、三味線胡弓杯の遊器を鳴し、手を振り頭を回し聲を潤して、一トツとせい天理王命と誦ひ狂ふなど、ツヤ／＼正氣の沙汰とは見へざるなり、加、る惡風俗をして、廣く流傳せしめしもの、又之れ偶然にあらざ、由て來る所の幸なくんばあらざ、妖婦ミキの汚行を源泉として、其下流を汲み嬌醜を悦ぶ、盲徒のことなれば、自然其惡風俗の汚行に染るは、理の當に然るべき所なり、早く風俗改良の策を請せざんば、終に救ふべからざるに至らん、努めよや盡さざんばあるべからざ、汝天理教の盲徒よ、汝等盲徒は天理教を以て、一の宗教の如く心得居る様子なるが、(勿論宗教などの性分は、少しもなければ、若も宗教の如く心得るならば、宗教の責務は如何なるものと思ふぞ、道德倫理を明かにし、勸善懲惡の實を擧るは、宗教の骨なり髓なり眞面目なり、汝等盲徒はか、る、高尚の理は、夢にも幻にも知らざ、風俗を害するも倫理

を紊すも、靦然として顧みることを知らざ、只愚民を馳驅して嬌猥の魔窟に、陥らしむることのみを以て、無上の快樂、至極の愉快となし、又欺かれて陥る者も、天理王命よりは、男女合併の氣遣ひ踊りをなすを、コヨナキ愉快と悦ぶ者なれば、制するすら狎る、ものを、イカデ謹慎せらるべき、故に之を誘ふ者も、誘わる、者も、ケに糞中の虫は、其穢れを知らざるもの、如く、相ひ携へて風俗を壞亂する者は、汝等天理教の盲徒なり、之によりて其風俗を害するの毒、延ひて社會の倫理道德を紊るもの、妓樓密窟の及ぶ所にあらざといふもの、決して誣言にあらざるを信ず、吁々我日本の體面を汚瀆し、高尚優美の良風俗を、地を捲て拂却する者は、天理教なり、淫奔浮薄の惡風俗を馴致し、良家の子女を惱殺して、不貞浪治たらしむる者は、天理教を信ざるの盲徒なり、特に美風良俗を以て、世界に誇稱する、我日本帝國にして、一愚夫一盲徒の爲に汚さる、は、遺憾千萬ならせや、志士何ぞ之れが撲滅に力めざる、有志何ぞ之れが塵殺に盡さざる、若し其人あらば、余も驚なりと雖ども驥尾に附隨して、先卒となるに踟躕せざるなり、宜しく奮ひて舌劍を磨し、腕楯をか、けて、高く斷頭臺に、彼れ天理教の首を、梟首したまわんことを、至禱々々、



天理退治照魔鏡終

明治廿六年十一月廿六日印刷  
明治廿六年十二月三日發行

正價八錢五厘



著者兼發行者

松山俊廓

伊賀國阿拜郡河合村大字圓徳院  
四十二番地同居

印刷者

赤川孫兵衛

大阪市東區北濱貳丁目卅四番屋敷  
龍雲舎(電話廿八番)

發行所

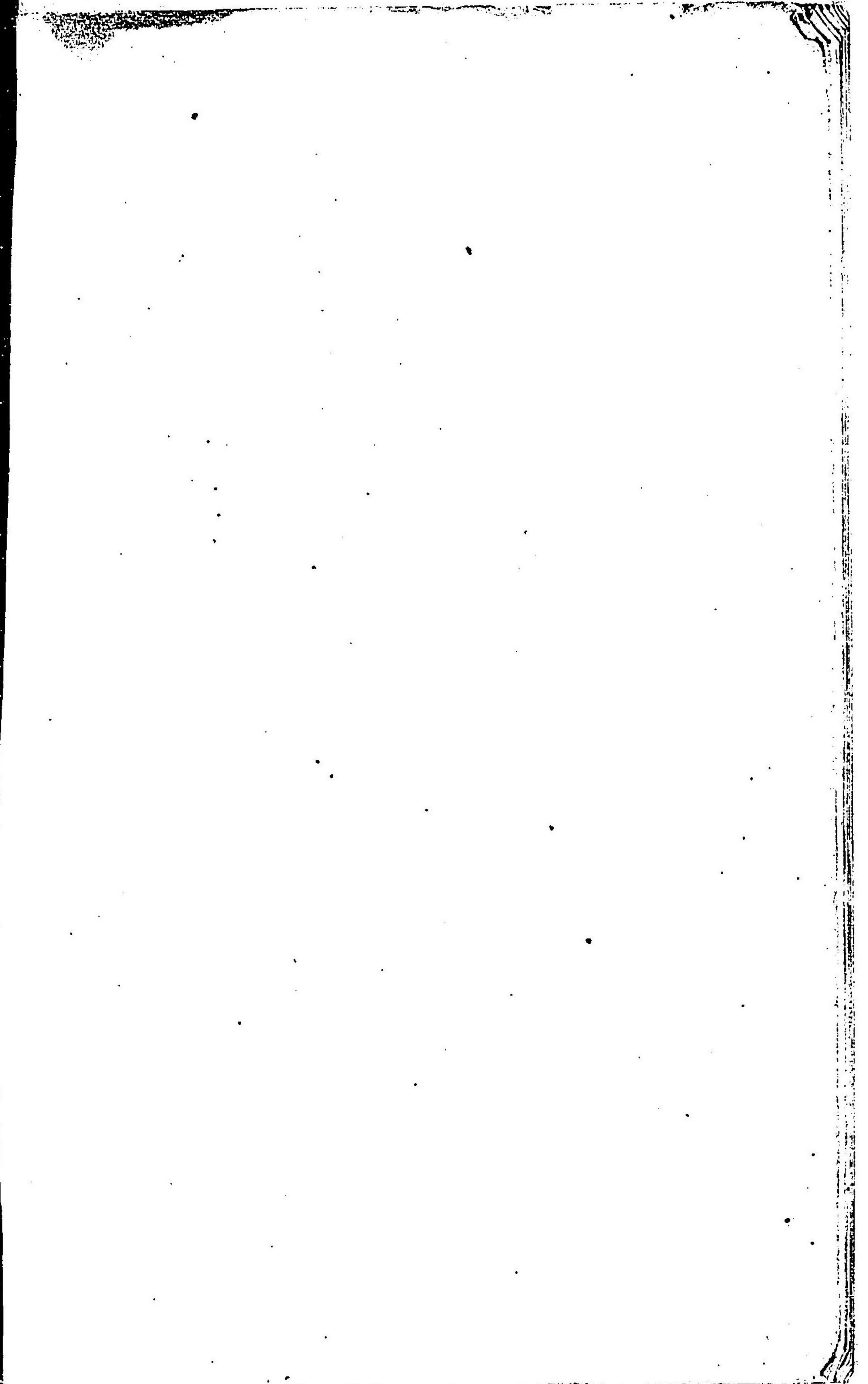
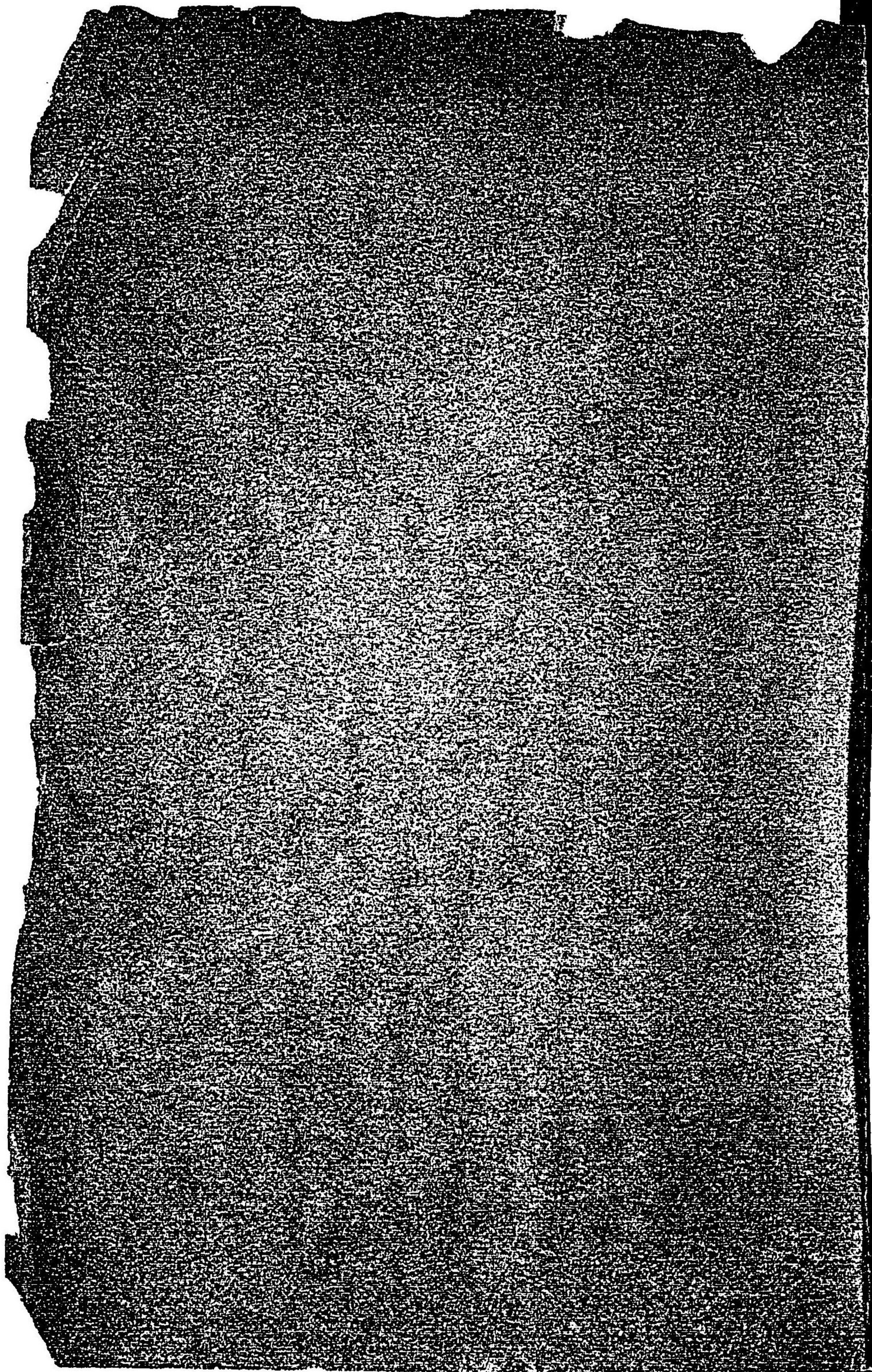
使龍館

伊賀國阿拜郡河合村

同

安屋精文堂

伊賀國上野字農人町



8

4